
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回川西町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は9名でありますので、本日とあすにわたり行うこととし、本日は5名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

4番寒河江 司君。

第1順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

まず初めに、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税の実態について。

ふるさと納税について、総務省から納税金額3割未満の返礼品で、しかも現地産のものとの通告がありましたが、当町におけるふるさと納税の実態についてお伺いしたいと思います。

2番目に、ふるさと納税の金額の設定についてであります。

ふるさと納税の最低金額が2,000円以上となっておりますが、納税額1,000円単位の返礼品設定なのか、1万円単位の返礼品設定なのか。最高金額は幾らまで設定しているのかをお伺

いしたいと思います。

3番目に、ふるさと納税のPRについてであります。ふるさと納税のPR方法など、町当局の取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、証明書発行についてであります。現在、新庁舎建設中ではありますが、完成後の利用状況やサービスなど未知数なところがありますが、現在の証明書発行は役場窓口に来なければ発行されない状況であります。町長の見解ですと、コンビニエンスストア等の証明書発行は、人口数や経費の問題でできないとのことでしたが、町民の声として、せめて各地区センター等での証明書発行ができれば、時間の短縮になり、よいと思いますし、新庁舎建設に伴ってソフト面での充実を図っていただきたいと思いますが、町当局の考えをお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援についてであります。

町のアンケート調査によりますと、子供たちを遊ばせるところが欲しいとの意見が多数ありましたが、今の現状についてお伺いしたいと思います。共働きの家庭において、平日は保育所や幼稚園に預けられますが、土曜、日曜、祭日の休日利用ができる場所や雨天日や冬季間に利用できる屋内施設が欲しいとの意見があり、休校している学校の体育館や幼稚園等をリフォームして、低予算でできる施設をつくり、子育て支援につなげればよいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 改めておはようございます。寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税について、ふるさと納税の実態についてであります。ふるさと納税は「地方税法の一部を改正する法律」により、平成21年度から導入された制度で、都道府県・市町村に対しふるさと納税として寄附をすると、ふるさと納税による寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税や個人住民税から税金が控除されるものであります。

しかし、近年、過度な返礼品競争があったことから、平成30年9月に総務省は過度な返礼日を送っている自治体をふるさと納税の制度対象外として、税控除を受けられないよう法改正を行うことを検討し、平成31年3月の国会で成立しました。

このようなことから、特定控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を

定める件における新制度では、返礼品は地場産品に限り、ふるさと納税額の3割以下で、手数料や送料を含んだ諸経費と返礼品の合計金額が5割以下に限定されました。

本町においても見直しを実施し、平成31年4月からは、新制度に沿った返礼品として運用を行っております。

次に、ふるさと納税の金額設定についてであります。本町の主な返礼品は、地場産農畜産物として、川西産米の「つや姫」や「はえぬき」、きねつき餅、米沢牛、地酒、そしてお菓子などの名物品のほか、町内企業で生産された地場産工業製品として、三菱鉛筆株式会社の筆記用具やエーアンドエー株式会社の健康増進器具などを返礼品としており、全体で135品目、提供事業所数は18社となっております。

また、ふるさと納税の金額の最低金額は、1万円から7万円まで1万円単位で115品目、9万円から12万円まで19品目を設定しており、最高金額は14万円の米沢牛煮込みセットの10カ月定期便1品目を設けております。

今年度の実績として、4月から7月までの4カ月間で349件1,073万円となっており、昨年度同時期の4カ月間の実績925件2,434万円と比較すると、約4割程度となっており、新制度によるふるさと納税への影響は大きくなっております。

次に、ふるさと納税のPRについてであります。ただいま申し上げましたとおり、新制度に沿った返礼品の見直しを行ったことにより、本町に対するふるさと納税額は減少し、歳入への影響が出ております。

このような影響を少しでも食いとめるため、昨年度から引き続き県外の納税者を対象に、川西町の情報を身近に知っていただけるよう、山形新聞電子版を3カ月購読できるサービスを提供しているほか、本年度からは、町の花であるダリアの球根や切り花を追加したり、新たな魅力ある返礼品の発掘についても企業訪問を行ったり、町ホームページで広く募集を図るなど取り組みを進めております。

また、今後は現行の川西町ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に加えて新たなサイトを追加するなど、ふるさと納税の窓口を広げていくことや、納税しやすい金額を設定するなどの検討を進めていきたいと考えております。

次に、証明書発行について、町民の利便性の向上についてであります。現在、本町の住民票の写し、印鑑証明書、戸籍等証明書は、窓口対応及び郵送請求によつての交付を行っております。本町の1年間の住民票の交付は、過去5年間を平均すると年6,700件、月当たり約558件、印鑑証明は年5,000件で月当たり420件、戸籍は年6,400件で月当たり533件となつ

ており、全体を通せば1日平均で約50件となっております。

ご質問いただきました各地区交流センター等での証明書発行であります。証明書には個人情報に記載されていることから、個人情報保護の観点や厳格な本人確認の実施、発行手数料の現金の取り扱い等、町職員以外の者へ委託する場合の課題は多く、地区交流センターを経由しての証明書の交付は難しいのが現状であります。

また、他市町では、証明書の自動交付機を設置しているところもありますが、このような自動交付機を各地区に導入した場合は、多大な導入経費も発生いたします。さらに、地区交流センター事務局職員の業務の増加や、交付機の紙詰まり等のトラブル、料金の回収、改ざん防止のための専用紙の調達・管理等を全て町職員が行わなければならないなど、即時対応のための労力投入や費用対効果の面でも導入の効果は高くないと思われま。

こうした中、国では自動交付機の設置場所の問題や職員の負担の軽減が図られるマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを推進しております。

国が推進しているコンビニ交付サービス導入の利点としては、1つ目は、夜間や休日でも取得でき便利であること。2つ目は、端末操作が簡単であること。3つ目は、専用ネットワークと高度なセキュリティにより安心であることを掲げており、県内では、山形市など5自治体で実施しております。

本町でもコンビニ交付サービス導入について、平成29年度に検討した経過があり、住民票、印鑑証明書、戸籍等を交付対象とした場合、システム構築費に3,600万円の初期費用と保守点検に係る利用料が月60万円、年間720万円が毎年経費となります。加えて、コンビニ交付サービス運営負担金が年間70万円、コンビニ事業者委託手数料として1通当たり115円となっております。現時点では費用対効果が得られないことから、導入を見送ったところであります。

新庁舎建設に伴う住民サービスにおけるソフト面の充実であります。新庁舎の1階部分は住民の方々が数多く来庁される住民生活課、税務会計課、福祉介護課、健康子育て課、産業振興課、そして農地林務課を配置する予定としており、ワンフロアにおけるワンストップ化を実現し、サービスの向上を図るとともに、高齢者や障害をお持ちの方々にも安心して来庁していただける役場庁舎を目指しているところであります。

次に、子育て支援について、子供の遊び場等、屋外屋内の施設計画についてであります。町では、子ども・子育て支援法に基づき、子供が健やかに成長する社会の実現に向けた施策を定める「川西町子ども・子育て支援事業計画」を、平成27年度から5カ年を計画期間と

して策定しておりますが、この第1期計画が本年度をもって満了となることから、現在、来年度からの第2期計画について、保護者代表者、幼児施設事業者、学識経験者などで構成する「子ども・子育て会議」で策定に向け検討をいただいているところであります。

策定に当たり、昨年、子育て家庭の現状や子ども・子育て支援に関する意向を把握するため、就学前児童の保護者と小学校1年生から6年生までの保護者を対象にアンケート方式によるニーズ調査を実施し、合計760人から回答をいただきました。

調査によると、就学前児童の保護者においては、父親が97.4%、母親は83.8%が就労されており、休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業に対する利用については、土曜日は約5割、日曜日・祝日が約2割、長期休暇中が約6割の方々から希望があったところであります。また、この調査は、5年前の平成26年度にも同様の内容で実施したところでありますが、5年前と比較しますと、家庭内で主に子育てにかかわるのは「祖父母」との回答は8.3ポイント減少し、母親の就労状況については、就学前児童の母親は8.9ポイント、小学生児童の母親では9.9ポイント、それぞれ前回より増加していることから、議員ご指摘のとおり、子育てをする家庭環境、家族の就労状況の変化や傾向を背景に、共稼ぎ家庭に対する子育て支援を図ることが重要であると認識しております。

さて、議員から土曜、日曜、休日に利用できる場所についてのご質問をいただきましたが、現在、町内において機能を有する施設としては、旧吉島幼稚園に設置している子育て支援センターがあります。センターは月曜日から金曜日のほか、第2・第4土曜日を開所日として、無料で保護者と一緒に屋内外で遊べるスペースを備え、専門のスタッフによる子育て相談、楽しいイベント開催などを行っております。平成30年度の利用実績は、子供と大人を合わせ2,733組、6,083人、1日平均23人となっているところであり、町内全域のほか町外からもご利用いただいております。また、施設ではファミリー・サポート・センター事業も実施しており、預かりを希望する子育てを援助できる方それぞれに会員登録をいただき、例えば保育施設の時間外や保護者の買い物、通院などのため預かりや送迎の希望があった場合、援助できる方とのマッチングが成立すると対応する仕組みとしております。

これらのセンター事業は、毎月の町報掲載、ホームページなどで広くお伝えしているところでありますが、ことし10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、有料のファミリー・サポート・センター事業が無償化の対象となるほか、保育所や認定こども園で実施している預かり保育についても、その事情や所得によっては無償となる場合もあり、これまで以上に利用しやすくなることから、今後一層、丁寧な説明・周知に努めていきたいと考えて

おります。

また、議員からは、子供が遊べる場についてのご意見がありましたが、昨年実施したニーズ調査の中でも、同様の要望・意見や、土曜日、日曜日・祝日の幼児施設・事業の開園に対する需要がありました。

町といたしましては「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、これらの要望、需要等について十分留意するとともに、少子化や人口の推移、家庭環境の多様化、住民生活の広域化、国の動向を考慮し、現行の事業、施設、サービス内容を検証し、今後の方向性を示してまいりたいと考えております。

提案いただきました計画の具体的な事業については、有効性、有益性、持続可能性等を観点に検討する一方、本町の資源、個性を生かした他自治体との差別化を図ることも念頭に入れながら、遊べる場、即ち子供の居場所づくりに創意工夫が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ただいま町長から詳しく答弁いただきましたけれども、ふるさと納税について、川西町が昨年度まで、年々増加しているというのはすばらしい傾向かなと思いましたが、山形県では、寒河江市が2,000万から何と平成28年には23億2,000万に上がっているんですよ。さて、これはどうしたものかと思ひまして、ちょっと調べましたら、国の経済産業省から派遣いただきましたして、ふるさと納税について、とことんやったおかげなんだそうです。当町におきましても、国からの派遣を一度行って免許証の持っていない人が来て、にっちもさっちもいかないやつが来たなというようなことで、そういうことがあったみたいなのですが、町長にもう1回、国の財務省、経産省でも、農林省でも、ふるさと納税に特化した人の派遣をいただいて、9,000万ぐらいのふるさと納税金額でなく、直接的な増税アップですから、これ、町民一丸となって取り組むためにも、派遣を依頼したらいかがかと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 職員の足りないところを補っていただけるような形で、国から求めてはいかがかというところで、ご提案いただいたところであります。

国から派遣していただくわけですが、それぞれの活躍する場面というのがあります。国から来られると全てカバーできるということでもなくて、政策目的を明確にした形で

派遣をお願いするということになると思います。今、初めてそういうような形の提案をいただきましたけれども、ふるさと納税のみで派遣してもらおうというだけでは、期待するものなのか、大きいものですから、またその活躍というのも限られてしまうということについては、検討を要するのかなと思います。

私もふるさと納税、寒河江市さんもそうですけれども、東根さんとか、天童さんとか、額の大きなところの話を聞きますと、高額なといいますか、例えばサクランボであったりとか、付加価値の高いものをPRして発送しているということで、川西町は米沢牛を売り出したわけでありまして、順調に伸びた経過はあるものの、今回の返礼品の見直しによって、かなり絞り込まされたというか、絞り込んでいる状況で、返礼品を期待する部分が強かったんだろうなという思いをしているところであります。

他の自治体でも、九州のほうの自治体でもお聞きしましたがけれども、20億、30億とあっても、実際に町に残る経費というのはかなり圧縮されて、額面どおりではなくて、経費に要するもの、もしくはサイトの開設をされている企業のほうへの手数料、こういったものを一括で全てお願いしながらやって、本当に実額といいますか、実入りになる部分はかなり少ないんですよというようなお話もいただいております、そういう意味で、インターネットを使った形でどうPRするかということになりますが、費用対効果といいますか、成果というのも十分考えていかなければいけないのかなと思っております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 実際のふるさと納税の経費を含んだ実益と言ったらいいのか、皆さんにご寄附をいただいて、ふるさと納税というシステムがあるわけですが、1万円単位で今、町が設定している。何も返礼品が要らないから使ってくださいという人は、そうはいないと思いますので、早い話、返礼品が目的というか、魅力の一つのときもあるわけですね。これ、岩手県の矢巾町という町があるんですけど、川西町と同じに何も無い町なのですが、ここもふるさと納税が大幅にアップしている。これは、町内のお菓子屋さんとか、そういうのとタッグ組んで、いろんなものをつくっている。そうしたら何が魅力かなと思ったら、1万円じゃなくて7,000円ぐらいのやつをつくったんですね。返礼品じゃなくてふるさと納税金額を。1万円じゃこの値段、返礼品じゃなあとと思うけれども7,000円ぐらいだと、ちょっと色つけると、魅力的に感じるということで、若い女の人からのふるさと納税金額がふえているということで、後でインターネットでも何でも岩手県矢巾町の方にお聞きしてもいい、参考になると思いますが、そういうふうな金額の設定を今後、町としても、5,000円なり7,000円で、

1万円じゃなくという、そういう検討は考えておられますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまのご質問でございますが、本町では18の事業所が返礼品百数十点の返礼品を提供していただいておりますわけですが、1万円以上のふるさと納税の寄附額となるわけですが、その事業者さんの価格の設定でございますので、私どもにつきましては、その3割以内で返礼品をお返しできるような見積もりをいただきながら、返礼品を設定してございますので、参考に、18の事業者さんに話の内容をご説明申し上げて、そういう返礼品の価格の設定についても検討いただくようにご相談を申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひともふるさと納税をアップするためにも検討いただいて、やっていただきたいなと。普通の一般の民間企業でしたら、これ、従業員総出でやるというぐらいの魅力のあるものだと思いますので、ひとつやっていただきたいなと思います。

次に、先ほどの証明書発行でありますけれども、金銭面でかなり高額な金額がある、維持費もかかるというようなことなので、証明書発行はちょっと考えなければいけないということでありましたけれども、先ほどマイナンバーカード作成について国からの助成があるということで、マイナンバーカードを活用しようというようなことで、今、取り組んでいるところであると思いますが、このコンビニ交付サービス導入が国で進めているというようなことなので、これについて、国からとか県からの助成というものはあるのでしょうか。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 コンビニ交付の助成につきましては、今年度まで、3,600万円に対して、半額、2分の1を上限に助成はあるようです。

○議長 寒河江 司君。

○4番 この半額ということは、結局、3,600万の半額という意味でしょうかね。そうした場合に、それを、助成を受けてやろうとした場合の問題は、年間の維持費の問題にかかわってくるということになるわけですから、これはやはり導入ができないという町の見解だと思いますが、その助成も受けないということなのでしょうか。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 町としては、結論としては議員おっしゃるように、そういうふうに判断をしたところであります。例えば先ほど町長のほうから、現在、実施している5自治体があると

ということで、1カ月どのぐらいの住民票等の交付があるかというふうにお伺いしたところ、最近始めた自治体では月30件ぐらいの交付があるということでもあります。構築費を除いて、年間の利用料とか保守点検料、またコンビニに支払う1件115円の手数料で換算した場合に、1通の、例えば住民票400円なんですけれども、1通400円で窓口で取れる住民票の費用が、月に30件ですと、1通2万2,000円ほどの費用がかかるというふうな計算になるということがありまして、今はまだなかなか費用対効果の関係から難しいという判断になっているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 町の情勢、財政を鑑みれば、やはり無理なのでしょうけれども、住民の生活向上、うたい文句はすごくいいんですけれども、実際ふたをあけると財政がない、金がかかる、できません、できませんで、検討しますということではなくて、こういうものがあるからこういうふうにしてみたいと、いろいろ検討はしているでしょうけれども、要は財政難というふうなことなのでしょうから、こういうことも、さっきのふるさと納税のことも鑑みながら、税収アップにして、一つ町民の生活向上に役立ててもらいたいなというふうに思います。

それから最後になりますけれども、子育て支援について、遊び場がないということで、先ほど、先月でしたか、高島町に「もっくる」というものが開園されました。1万人以上超えたという話が新聞にも載っておりました。高島町に「もっくる」をつくったら、川西町民の方がそこに行って、子供たちを遊ばせている。私から見れば非常に町民としては、高島町につくったやつ、川西町町民が行って、遊んできて「ああよかった、よかった」。それでいいのかなあということでありましたので、実質私の孫も行って遊んできたというふうなことで、よかった、よかったと言うしかなかったのですが、町として、こういう子育て支援のニーズがあるわけですから、ここに書かれているように吉島の幼稚園跡に支援センターがあって、第2・第4の土曜日をやっているということじゃなくて、「もっくる」なんかは民間委託していますから、日曜全部開放なんですね。それで、保育者もいるというようなことで、町としても民間委託をして、そういうふうな町民の若いお母さんに対するニーズに応えるということも一つの案だと思いますが、町長の見解はどうでしょうか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

まず初めに、議員からあった高島町の施設、こちらは実際に大変利用者が多い。さらに言えば、視察者も大変多いということで、月に1回しか対応しない、そういう大変注目を浴び

ている。本町でも、それ、承知しているところでございます。

本町の場合であります、まず先ほど町長にあった答弁の子育て支援センターであります、町外から、強いて言いますと高島町からも逆にお越しいただいている。そういう状況で、即ちお子様、あと保護者の方々の生活、大変広範になっておる。ちなみに、「もっくる」さんのほうは月曜日お休みなので、そのときは本町に来ている。そういう形で保護者の方のニーズに合わせて、皆様方がそれぞれ自分の生活態勢によって、子供さんを預けていらっしゃる。そういう状況でございますので、そういった実態を踏まえながら、ただ、町としましても、子育てをするためには保護者の方のニーズ、さらに言うと、子供のため、さらには子供を守っている保護者の方のため、そういった視点の中で進めるべきと思っていますので、今の現状の施設の強化を図りながら、もっと総合的に、もっと言いますと、町のほうでいろんな資源もあります。社会資源であったり、人的資源、こちらを活用しながら、もっと施設がありきでなくて、トータルの面で進めていきたい。そういう考えでございます。

以上です。

○議長 寒河江 司君。

○4番 やっぱり検討という言葉になるわけですね。町長が答弁あったように、共働き家庭がかなりふえているわけですよ。不満が出てくるわけですね、日曜日がやっていないというようなことで、日曜祝日。これを早く解消していただかないと、共働きの若いお母さんたちが、町に対しての不満がだんだんふつふつと湧いてくる。そうなってくると、何が子育ての町だ、何が若い人に定住してもらいたいんだというふうに、だんだん理由づけになって、住めないなというふうになってこざるを得ないというようなことなので、共働きの家庭に子育てができるように、町としても日曜日の開園、祝日のこのセンターなんかを利用したものの計画をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変ありがとうございます。共稼ぎ世帯がふえているというのは、ニーズ調査でも明らかです、土曜日・日曜日、また長期休暇のときに利用できる施設を開放していただきたいという声もいただいておりますので、当然これから新たな計画づくりに、今着手しておりますので、その中で柔軟な運営ができないのか。そういったニーズに沿った形で運営ができないのかというのは、町側の行政としての課題というふうに捉えておりますので、方向性はしっかり定めていきたいと思っております。

もう一つ私自身も、孫育てと申しますか。見ているところで思っているのは、共稼ぎです

から、子供は働いているときには施設で見てもらっているわけですがけれども、親子の関係と
いいですか。子供と接する時間が、また、土日も預けたりということで失ってしまってい
んだらうかという、それは親御さんにとっても子供と触れ合うチャンスをどうやってつく
ていったらいいのかというような、大きな子育ての質といいですか、子育てに対する愛情を
子供にどう注いでいくのかということも、親御さんと一緒に考えていかなきゃならないのか
なというふうに思っております。一緒に遊べるような空間も当然ありますけれども、親子で
スキンシップをとりながら、実際の休日にしっかり子育てをしていただくような環境も考え
ていかなきゃいけないのではないのかな。全ていろんな方にお世話になって預けてというこ
とだけではなくて、そういったリフレッシュの時間は当然求められますけれども、親子関係
が豊かに送られるような時間も持っていたきたいなというのが、私の願いであります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひとも若いお母さんたちのニーズに応える町政にしてもらいたいし、いろんな言い
わけはあるでしょうけれども、定住していただいて、育てやすいなあと、川西町は空気だけ
がきれいだと言われぬようにやっていただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時30分といたします。

(午前10時09分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 第2順位の神村建二君は質問席にお着きください。

9番神村建二君。

第2順位、神村建二君。

(9番 神村建二君 登壇)

○9番 さきに通告してあるとおり、2つの課題について質問します。

1つ目、有機農業の拡大について。有機農業の推進計画はあるか。

食の安全・安心の視点から、環境保全型農業の重要性が叫ばれ、山形県では、この7月

「県有機農業推進計画」の改定案をまとめました。それによると、2023年度までに、有機農業に取り組む農地面積を現状の約1.5倍に拡大する目標を掲げている。改定案では、担い手育成、有機農産物の品目拡大と県内流通の促進、有機農業による地域活性化の取り組み促進を重点項目に設定し、現在の有機農業栽培面積709ヘクタールから、23年度に1,050ヘクタールまでふやすとしている。

本町にあっては、農業は基幹産業であり、町の予算書でも「豊かさをもたらす強い農業づくり」を目指しているが、有機農業拡大をどう進める方針であるか。

次に、PTA運営について。PTAの運営は正常か。

PTAのあり方については、古くて新しい問題であり、それぞれの学校でそのあり方について、研究し改善されてきている。その過程においては、PTA不要論なども浮上し、多難な歴史をたどってきている。特に、PTAの役員決めにおいては、みんなが嫌がり難航しているケースが多いとされている。

そうした中、神戸市のある中学校では、PTA改革に取り組み、役員全員が立候補で埋まる人気組織に変わったと報道されていた。役員のなり手がいないのは、意味を感じない仕事が多いからと考え、保護者を対象としたアンケートで、必要だと感じない活動を廃止した。その結果、役員の任務もスリム化され、やりがいのある役割が明確になった。

PTA改革の基本は、その活動が子供のためかどうかという原点に立って考えればいい。

これは、同校改革の指導者の言葉であるが、翻って、本町のPTA改革は進んでいるか問う。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、有機農業の拡大について、有機農業の推進計画はあるかについてであります。山形県では、平成21年に山形県有機農業推進計画を策定し、平成25年改定の第2期計画を経て、令和5年度までを計画期間とする第3期計画が、去る8月30日付で正式改定され公表されたところでございます。

この計画は、有機農業の取り組みの拡大により、消費者の信頼と共感に根差した「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」づくりを一層推進することを目的とし、今後県が取り組む有機農業の推進に係る施策を示したものであり、重点項目や推進目標については、議員のご指摘のとおりであります。

さて、本町における有機農業に係る計画及び方針については、平成29年度策定の川西町農

業振興マスタープランにおいて、ブランディング戦略の一つとして「有機農産物の生産拡大と販売戦略」を掲げ、食の安全・安心に加え、環境に配慮した有機農産物の生産拡大及び「かわにし森のマルシェ」と連携し、消費者にとって有機農産物がより身近になるよう、新たな販売戦略を構築するとしております。

この施策を具体的に推進するため、県知事から「やまがた有機農業の匠」の認定を受けた生産者を初め、有機農業実践者や関係機関等で構成する「かわにし有機農業推進協議会」を平成30年12月に設立し、推進体制を整備するとともに、国・県の助言等をいただきながら、協議会を中心とした本格的な事業を開始したところであります。

当協議会は、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、農業の持続的発展と環境との調和が図られた資源循環型農業の推進、及び消費者の有機農業と有機農産物に対する理解の深化や、有機農産物の付加価値を向上させ農業所得の拡大を図ることを目的としており、その達成に向け、環境保全と資源循環型農業の推進、有機農業新規実践者の育成、有機農業実践者と消費者との交流及び有機農産物供給体制整備の4項目を事業計画としております。

具体的事業としては、平成31年2月に全国的な有機農業の第一人者である埼玉県小川町の金子美登氏を講師にお招きし、町内のみならず、町外の方や置農生にも参加いただき、川西町有機農業講演会を開催いたしました。「食・エネルギー地産地消の町づくり」と題した講演では、48年間有機農業を実践されてきた足跡や有機農業の将来性などについてご教示いただくとともに、自然に生かされている人間が確かな未来のために何をなすべきかの課題を賜りました。私も拝聴しましたが、有機農業を通じた地域づくりに大変感銘を受けたところであります。

今年度は、農林水産省の有機農産物安定供給体制構築事業、この採択を受けたところであり、本事業を活用し、協議会構成委員4名が8月3日に東京都新宿区で開催された第4回オーガニックライフスタイルEXPOに初出展し、おのおの有機農産物及び加工品を全国の消費者やバイヤーにPRを行うなど、計画に即した取り組みを展開しております。

今後の主要事業については、県立置賜農業高等学校と連携を図り、同校に有機農産物の研修圃場を設置し、町内外を問わず、有機農業を新たに志す方々も含めた技術講習会を開催することとしており、研修圃場で収穫された野菜については、かわにし森のマルシェと連携し、有機農産物収穫感謝祭の開催による消費者との交流を検討しております。

本町有機農業の推進に当たり、100年先も安心して暮らせる農業を考えたとき、過去に学びながら自然の循環を生かした農業が重要であると考えており、町としてはマスタープラン

の目標実現に向けて、協議会を中心に、継続的な取り組みを図ってまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

次に、PTA運営について、PTA運営は正常か、についてであります。PTAとは学校単位で組織された保護者と教職員による自主自立の団体であり、家庭や学校における教育に関して相互に理解を深め、子供たちの充実した学校生活を支える活動を通して児童・生徒の健全な成長につなげる重要な役割を果たしております。

本町においては、町内全小・中学校で単位PTAが組織され、各単位会の連合体として川西町PTA連合会が組織されております。いずれの組織も情報交換や研修活動を実施しており、本町の教育活動にとって欠かせないものとなっていることから、町としてPTA連合会の研修事業に対して支援をいたしております。

議員ご指摘のPTA不要論については、PTA活動の説明・理解不足、保護者の負担感や強制感などが要因となり、本当に必要な活動であるかという疑問が関係者間で議論されてきた経過が全国的な事例として取り上げられたことに由来し、同時にPTA活動の有効性についても再認識するきっかけとなっているものと認識しております。

また、神戸市のある中学校でのPTA改革については、保護者の意見を踏まえて事業の見直しを行ったこと。学校に対して意見・要望を直接言える機会をクラス役員単位にまで拡大したことなど、PTA活動の負担感の軽減、やりがいを感じてもらえる事業の仕組みづくりが功を奏したことで、これからのPTA活動を考えていく上で大変参考になるものであると思っております。

一方、本町におけるPTA活動についても、共働き世帯が多い土地柄から、PTA関係の会議や事業は、休日や夜間を中心として実施するなど、保護者の負担軽減を念頭に置いた事業展開が図られております。その活動については、各単位会での役員会や総会において議論され、会員の理解のもと実施されていることから、PTA活動は正常かつ会員相互の意思疎通による改革も進められ、児童・生徒の健全育成につながる活動をいただいているものと認識しております。

今後とも、事業の効率化や保護者の負担軽減、役員のやりがいを念頭に置いた活動を続けていただけるよう期待しております。

この9月7日、8日には、川西町、南陽市、高畠町のPTAにより組織された実行委員会により、東北ブロックPTA研究大会が当置賜地域で開催され、全体会での講演会や分科会での事例発表や意見交換等が行われました。1,800名もの参加者を得た大きな大会の運営と充実した研究大会の内容を通して、PTA会員としての理解を深め、組織としての強化も十分に図られたものと感じております。

今後とも児童・生徒の健全育成を推進する社会教育団体として、自主的な活動を支援してまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○9番 まず最初に、再質問でございますが、有機農業につきまして、食の安全・安心というのは我々の世代、それから将来の世代についても、非常にこれは重要なことでありまして、これから項目、各項目について少し具体的に質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、県のほうでは面積の拡大を目標に、数値目標に入れておりますが、1.5倍ですね。本町では、今の有機農業の面積というのはどれぐらいあるか把握しておられますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまの有機農業の面積はどれぐらいかというご質問でございますが、本町におきましては、有機農業者10名、そして面積につきましては12.4ヘクタールということで確認しているところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 10名で12.4ヘクタール、これをどういうふうなところに目標を置いて、12.4ヘクタールをどれぐらいふやしていくのかというような具体的な目標値はありますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本年、採択を受けました有機農業農産物安定供給体制構築事業の実施計画に記載をしているところでございますが、現在、12.4ヘクタールでございますが、2022年度までに14.4ヘクタールまで面積を伸ばしたいというふうに考えてございます。そのうち野菜につきましても、0.2ヘクタールほど拡大していきたいというふうに考えてございます。

○議長 神村建二君。

○9番 わかりました。12.4ヘクタールを22年度までに14.4ヘクタールに拡大するという目標があるということでございますので、ぜひその目標を達成するように、ひとつ支援をお願いしたいというふうに思います。

それで、目標の中で、10名の方が有機農業をやられているというような先ほどのただいまのご回答でございました。それで有機農業の中には、J A S、いわゆる日本農林規格、J A Sの有機J A S認証というのがありまして、その認証を受けている農業者数というのは町内にはおりますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本町におきましては、有機J A S認定取得者というのは5名ということでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 5名いらっしゃるということでございます。それで、県のほうで「有機農業の匠」の、「匠の農業者」といいますかね。そういった制度があるというふうに聞いております。これは熟練した有機農業者で新しい人に指導するとかというような、そういうような役割を担っておるのですけれども、この「やまがた有機農業の匠」というのは町内におられるのですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 「農業の匠」でございますが、平成29年度、山形県知事が認定したものでございます。県内には19名おられまして、本町におきましては、2名の方がおられます。「匠」の認定条件でございますけれども、おおむね10年以上、有機農産物を生産し販売実績のある農業者、それから有機J A S認定を受けている農業者、それから、新たに有機農業に取り組む農業者へ指導的役割を果たす有機農業者ということで、この「匠」の認定条件となっております。

○議長 神村建二君。

○9番 わかりました。2名いらっしゃるというのは非常に喜ばしいことなので、そういう方を中心にして、有機農業をこれからも町内に広めていっていただきたいというふうに希望いたします。

それで、有機農業を推進していくためには、当然支援体制がきちっとしていなくちゃならないというわけでございますけれども、予算的なことを申しますと、有機農業推進体制整備促進事業というのが予算の中にありまして、有機農業推進体制整備促進事業費、これが、今年度予算書を見ますと10万円となっております。その上位の戦略的農業経営の確立、当予算では9,700万円ぐらい、9,745万3,000円が計上されています。その中で、今の有機農業推進体制整備促進事業10万円というのは余りにも少ないのかなと個人的に考えますけれども、これはこれで大丈夫ですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 お答えしますが、補足は課長からさせますけれども、有機農業を推進するということで、推進協議会を立ち上げました。また、認証いただいた「匠」の方を中心にしながら現在有機農業に取り組んでいる人たちのレベルアップであったり、さらには新たな担い手を確保していかなきゃいけない。今、現実には有機農業をされている方々も後継者の問題に直面しておりますので、そういったところをどうやってカバーしていくのかということで、有機農業について認識を深めていただくということが、まず、一番の目標でありまして、それがひいては、経済の安定といえますか、農産物価格の安定につながっていけばということを目指しているところでございます。

議員にぜひご理解いただきたいのは、川西町全体では4,000ヘクタールを超える水田があるわけでありまして。そのうちの10ヘクタールという規模でございます。そういう意味では、生産者の皆さんは、有機農業にまでは至らなくても、例えば特別栽培であったり、減農薬であったり、いろんな段階を踏みながら安全の確立ということを目指しながら、消費者とのつながりを求めて頑張っていらっしゃいますので、トータルの意味で、そういった農業生産を行っているということをご理解賜りたいと思います。

そういう意味で、今回10万円の予算ですが、昨年度と同等の額を措置したところでありまして、これは町単でありますので、そういった組織化と、また組織された運営に対して支援をしていこうということで取り組ませていただいて、それをもとにしながら、国・県からのご指導をいただきながら、国からの事業採択をいただきましたので、その内容について奥村課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいま国からの補助事業をお受けしたわけでございますが、認証につきましては有機農産物安定供給体制構築事業でございます。町の予算を通過しないで、川西町有機農業推進協議会、直接国から補助をいただいておりますので、予算書では見えない部分でございますが、総事業費については110万円というものを、国の補助事業をいただいております。

その内容で大きく分けると、栽培技術力、経営力向上のための取り組みということで、有機圃場の設置であったり、研修圃場の設置であったり、いろいろな研修会、それから有機JAS認証制度の取得に対する説明会等の支援をいただいたところでございます。また、安定供給体制構築のための取り組みということで、有機農産物の販売戦略といえますか、後ほ

ど東京で開かれました販売、この協議会からも4名ほど参加させていただきまして、有機農産物の販売PRを実施してきたところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 わかりました。それで、先ほど面積の目標をお尋ねしてお聞きしました。その有機農業でつくられている品目といたしますか、そういうものは、どういったものが今ありますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 現在の有機農業の取り組みの面積でございますが、米が12.2ヘクタール、それから大豆が0.2ヘクタール、合わせて12.4ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長 神村建二君。

○9番 米と大豆ということでございますが、これは、さらに拡大する、品目拡大の目標というのはいかがでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本計画では、先ほど申し上げましたとおり、2022年度に14.4ヘクタールの目標を掲げておるところでございます。その内訳でございますが、米が14ヘクタール、大豆につきましては0.2ヘクタールになってはいますが、そのほかに有機野菜にも取り組んでおまして、これについても0.2ヘクタールに取り組んでまいりたいということで、合わせて14.4ヘクタールということでございます。

以上でございます。

○議長 神村建二君。

○9番 野菜も目標に組み込んであるということでございます。山形県のほうでも、県としても栽培しやすい野菜を有機農業として拡大していくという目標がありまして、タマネギとかホウレンソウとかニンジンというようなことを県のほうではうたっておりますが、野菜の中身というのは、具体的に大豆以外はどういうものがありますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本年度この事業によりまして、置賜農業高校で畑の実践圃場をしていただいておりますが、研究段階でございますので、いろいろな方策を求めてどれを有機野菜に結びつけていくかということは今調査中ございまして、つくる野菜、有機農業に適した野菜があると思いますので、それがこれからどのような野菜を採用していくかということは、検討したいと思います。

○議長 神村建二君。

○9番 わかりました。それで、町の予算書の中に、エコファーマーという考え方があるんですが、このエコファーマーは、この有機農業と関連していますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 エコファーマーの制度でございますが、有機農業とも関連するわけございまして、堆肥の散布であったり、あるいは冬季間、水田に水を張って冬期湛水などを実施して土壌の有機成分を作物に有効に生かせるというようなことで、この事業をやっております。

○議長 神村建二君。

○9番 このエコファーマー、堆肥関係ですか。堆肥を使って自然に優しい、環境に優しいものをつくっていくという、そういうような支援だと思うんですが、これは予算化されていますかね、エコファーマーは。私は見当たらなかったの、エコファーマー自体の支援の予算措置というのはなされているかどうかは、もしご存じであれば。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 堆肥散布について、たまにわ堆肥センターから町内の水田に堆肥を散布するわけですが、散布した面積について幾らか、幾らかって、少額ですが、支援をしているところですよ。

○議長 神村建二君。

○9番 有機農業の推進計画で、県のほうでは、その目標の中の一つとして、有機農業により地域活性化というのを掲げております。この地域活性化というのは、有機農業をやることによって、その地域が経済的に潤っていくとか、そういうことを意味すると思うんですが、そういう有機農業によって結果的にそれを活性化することによって地域が活性化することございまして、その辺の具体的なイメージというのはございまして、町内活性化。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 小川町の金子美登さん、私もよくお世話になった先輩でありまして、今回、2月ですけども、講演していただきました。小川町の中で一番最初に有機農業を実践して、消費者とつながるということで、苦勞されながら取り組んできました。

その中で大きな問題になったのが、ヘリコプターの空中散布、農薬散布について、何とかそれを食いとめたい。自分たちの農地が、農薬に散布されるという影響を受けるということではなくて地域全体が皆さんと一緒に、より豊かな生産ができるようにしていきたいということで、とりわけ50%近く転作をしなきゃならない埼玉県でありまして、転作しているところ

ろに麦を植えたり、豆を植えたり、あと水田をやったりということで、その麦からパンをつくる。また、枝豆といいますか、豆から豆腐をつくる。地域の生産者、地域の農産物を生かした形で、加工業者さんにもお世話になる。米からは、有機米の自然酒というお酒をつくるとか、そういう意味で、農産物がいろんな形で商工業者の方々にも活用され、さらには、今度はレストランを開設する。

地域全体が農業を通して活性化していくというご報告をいただいて、これはすばらしいことだと23年、22年か23年ですけれども、農林水産業祭があるのですけれども、それで日本一にも輝き、また、今、上皇后上皇様ご夫妻が圃場を見に来られたというようなことで、ご説明もさせていただきましたということで、大変注目をされたメディアもありまして、そういうところになかなか近づけないわけにありますけれども、そういう取り組みを少しずつでも農家の皆さんや消費者の皆さんに理解いただけるような筋道をつくっていったらなということで推進協議会が立ち上がりまして、ご支援いただきたいと思います。

○議長 神村建二君。

○9番 お答えの中に置賜農業高等学校と連携を図っていくということがございまして、今ちょっと圃場の言葉が出ましたので、置賜農高で農産物の研修圃場を設置してこれからやっていくということでございますが、圃場の規模というのは今わかりますかね、どのぐらいか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 約2反でございます。

○議長 神村建二君。

○9番 大体、質問したいことは、以上でございますが、いずれにしても、食の安全というのは、将来にわたって我々の生活の安心・安全な生活の根本的なことでございますので、しっかりとした対応を行ってきていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、PTAの運営の問題でございますが、まず、いろいろPTAについては、非常に全体的にうまくいっているということでございまして、非常にそれはそれでよろしいかと思えます。そこで休日とか夜間とかで対応しているというご説明がありましたが、会議や事業を行う場合は、休日夜間を中心に実施しているということでございますが、これは全体の会議や事業の中の何%ぐらい休日対応、それから、夜間対応をやっておられますか。全部夜間とか休日でないと思うんですけど。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 詳細は、はかりかねない、把握していない点がございましてけれども、PTA

活動に関しての会員行事というのは、ほとんどというか、多くがいわゆる平日の日中というよりは、夜間や休日というふうに私どもとしては捉えているところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 それは学校単位で見ても同じですか。中学校1校、小学校5つぐらいありますね。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 議員から今お話しありましたように、小学校であれ中学校であれ、そのような対応をされていることと思っております。

○議長 神村建二君。

○9番 P T Aのほかに、これは、ここに手元にあるのは、小松小学校教育後援会という資料がありまして、この小松小学校だけかどうかわからないのですけれども、教育後援会、これとP T Aとの関係というのはどういうふうになっていますか。同じものですか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 資料を持ってきませんでしたので、覚えている範囲ということでご理解いただきたいと思いますが、各学校でも教育後援会という組織がありまして、これは学校のいろんな活動を支援する会というような会というふうに捉えておりまして、P T Aは先ほど教育長が申し上げましたとおり、保護者の方や教職員がつくっている社会教育団体というようなことで、その支援のあり方、あるいはその協力のやり方が若干違うというふうに捉えております。

○議長 神村建二君。

○9番 教育後援会というのは各校全部ありますか。そこはわかりませんか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 私が認識している中では、全てあるというふうに。

○議長 神村建二君。

○9番 行政の支援をやっているということ、P T Aの活動について。教育後援会のほうに対しても同じような行政の支援というのはありますか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

本町においてP T A活動に支援をしておりますのは、連合P T Aで主催する会員向けの研修事業に対しての一部補助ということでございまして、教育後援会に対する支援というのは基本的には行っておりません。

○議長 神村建二君。

○9番 そうすると、PTAに関してはそういった研修等での支援をやっておりまして、教育後援会については特段そのような支援はしていないという認識でよろしいですか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 わかりました。大体先ほどの回答を見ますと、順調にいつているということですが、保護者とか、先生なんかは、今、非常に働き方改革で、非常に先生の時間がタイトになって、問題になっているということがあるんですけども、PTAは保護者と先生と子供、全部絡んでくるわけですけども、そういった過去の事例として、保護者とか先生とかから苦情とか相談というのは、一切なかったのでしょうかね。何か事例はありますか。苦情相談、保護者、先生から。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 一般論といたしますか。まず、事例自体は、私ども把握している範囲ではございません。一般論としまして、PTAは、先ほど答弁しましたように、みずから自主的に組織をし、みずからさまざまな行事なども決定をするという団体、社会教育関係団体でございます。その活動を行政側としては、要望があれば支援をするという立場、スタンスにありまして、今のような、議員ご指摘のような問題点とか、そういったものを具体的に相談やそうしたものについては把握していないところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 全国的に見れば、PTAというのは、いろいろと問題があるというふうに聞いています。それで、それぞれのPTAでいろいろ工夫しながら、こちらでもやっている夜間とか休日の開催とか、共働きがどんどんふえてきているので、そういったことの日中で対応できないというようなこともあって、一番の問題は、役員のなり手というのは非常になかなか難しい。みずから手を挙げてなるという人が少ないというのが大きな問題であって、それを順番に、順繰りにやっている、形骸化しているというようなところもありますので、そういった中では、本町では順調にいつているのかなというふうに感じますので、いずれにしても、教育というのは大事なので、冒頭お話ししたように、そのPTAの活動が子供のために、本当にこれは役に立っているのかどうか。そういう判断基準で今後も進めていってほしいということをお願いして、質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 1 時といたします。

(午前 1 1 時 1 5 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長 第 3 順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

7 番伊藤寿郎君。

第 3 順位、伊藤寿郎君。

(7 番 伊藤寿郎君 登壇)

○7 番 冒頭、昨日からの台風15号の影響による大雨、そして暴風雨による停電や避難勧告がレベル4までに達し、避難されておられる方々にお見舞いを申し上げますとともに、無事をお祈りいたします。

それでは、議長に通告のとおり質疑順位 3 番で伊藤より一般質問を行います。

1 点目に、全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについて質問いたします。

ことし 4 月に小学校 6 年生約108万人、中学校 3 年生約109万人を対象に、全国学力テスト(2007年より)が行われた。全国学力テストについては、その結果の公表をどのように行うかということで、各地で問題となっておりますが、学校の序列化を私は求めているわけではありませんので、ここでお答えいただきたいということではありません。

しかし、何かを行ったら、その結果を確かめ、結果を分析し、将来に生かすということで改善があるわけですので、学力テストの結果についてどのように受けとめているかということと、今後どのような学力向上のための取り組みを行うお考えがあるか、お伺いします。

また、単にテストでの点数の向上ということだけではなく、東日本大震災で示されたような「命を守る防災教育の重要性」「生きる力をつける教育」「郷土の歴史を踏まえた教育」、そのようなことは学力テストには出てきませんが、必要であろうと思います。

テストの点数ということはもちろん重要であり、学力の向上ということが生きる力の向上になる部分もありますが、そういうことだけではなく、川西町の将来のための視点は備えられているかどうか、あわせてお伺いします。

続きまして、2点目に、パワハラ防止法成立における義務づけについて質問いたします。

職場におけるパワーハラスメント（以下「パワハラ」）の防止措置を企業に義務づける「労働施策総合推進法」などが5月29日参院本会議で可決成立しました。

パワハラを「優越的な関係に基づき業務上の必要な範囲を超えた言動により、就業環境を害すること」と定義し、相談を受けたことを理由とする解雇などの不利益な取り扱いも禁止となる。また、改正されたのは同推進法に加えセクシャルハラスメント（以下「セクハラ」）の防止を義務づける男女雇用機会均等法や女性活躍推進法も新たに加えられました。

大企業では、来年4月にも適用される見通しとのことだが、行政（町役場）での展開はあるのか伺います。

また、「かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）」の施策の柱でもある「女性が輝く社会づくり」での取り組みや個別計画の位置づけ等や見直しはあるのか伺います。

最後に、3点目、人口減少対策について質問いたします。

町は、平成27年12月人口ビジョン総合戦略を策定し、人口減少に歯どめをかけ、町の活性化を図ることを目指してきました。議会の総意としての政策提言や、議員一人一人の一般質問でも定住促進対策について真摯に向き合ってきたが、町民からは、「若者に手厚い支援を」「出会いの場づくりをふやして」との声が寄せられおります。人口1万5,000人を割る当町、若者の出会いの場の創出に今後どのように取り組むかを伺います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私から、大項目1、全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについての3点目、命を守る防災教育の重要性と生きる力をつける教育をどう考えるかのご質問からお答えさせていただきます。

東日本大震災を受けて、改めて自分の命を守るために、的確に判断し迅速な行動をとることのできる力を身につけることが重要であることが明らかになりました。文部科学省では、平成25年3月にまとめた学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」において、防災教育の狙いとして、1つ目に、自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。2つ目に、地震、台風の発生等に伴う危険を理

解・予測し、みずからの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにすること。3つ目に自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにすることを示しております。

文部科学省から示されました災害についての正しい知識と的確な判断力、さまざまな危険を予測し対応する力、生命の尊重と自助・共助の精神などを児童・生徒に身につけさせるために、各学校において、避難訓練、交通安全教室、学校安全マップの作成、不審者対応訓練、着衣での水泳など、さまざまな防災教育や安全教育などを行っております。また、これらの教育は「生きる力」を育むことと密接に関連するものと考えております。

今後とも児童・生徒の発達の段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じた安全教育を行うとともに、町で行う総合防災訓練における疑似体験や羽越水害のパネル展示などを利用した防災活動の実践に努めるとともに、地域社会とのつながりを感じながら、互いに助け合うことの大切さや社会に貢献しようとする気持ちを醸成するような教育活動が展開されるよう支援してまいりたいと思っております。

次に、郷土の歴史を踏まえた教育をどう考えるかについてであります。川西町には、緑あふれる豊かな自然、草木塔などに象徴される自然を敬う風土、全国で活躍した偉人や地域の発展に尽くした先人など、誇るべき「資源」がございます。

小学校では、稲作等の体験活動や地域の自然学習等で地域の方を講師として招いたり、学校行事に積極的に地域の方々を招待するとともに、児童・生徒が地区の敬老会へ参加するなど、地域とともにある学校づくりを目指した取り組みを進めております。

中学校では、キャリア教育を中心に地域の産業に従事する体験や小松豊年獅子踊会による郷土芸能クラブの生徒たちへの踊りの指導は、小松豊年獅子踊の保存・伝承につながり、地域産業の大切さや伝統芸能のすばらしさを再認識する機会となっております。また、中学生の小松豊年獅子踊は、毎年行われている8月16日の発表に加え、ことしは、昨日に南陽市のシェルター南陽で開催されたPTA東北ブロック研究大会においても披露されております。

小学校3、4年生の社会科の授業では、郷土を知り、郷土に学ぶ授業を充実させるため、町教育委員会で発刊している社会科副読本を活用しております。川西町の地域教材に学び、郷土の歴史や偉人の足跡、地域の伝統芸能や祭り、また、農業を初めとする地域の産業に従事する活動を通じ、自分たちの住む町を理解し、郷土に誇りと愛着を持ち、地域と次世代につながる教育を実践しております。

そのほかにも、町職員等が講師として出向く「かわにし出前講座」の活用や、下小松古墳群や川西町交流館あいばる内の「アルカディア人物館」、「川西町埋蔵文化財資料展示館」を訪れ、本町の自然や歴史や先人の業績、伝統文化、文化財等、郷土の歴史を学べる場所や機会を創出しております。

今後とも、それぞれの発達段階や学校の地域性、特性等に応じて郷土を理解し大切にすることを育む教育活動を推進していきたいと思っております。

次に、パワーハラ防止法成立における企業の義務化について、行政での適用はあるのかについてであります。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が本年5月29日に可決し、6月5日付で公布されております。

当該法律において、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が改正され、いわゆるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の防止に関し、国、事業主及び労働者の努力義務が定められるとともに、事業主にはパワーハラスメント防止のための相談体制の整備、その他の雇用管理上の措置の義務づけ等が規定されました。

このたびの改正では、具体的な改正内容が大きく3点あり、1点目は、労働に関する国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること」が追加規定され、ハラスメント対策を実施していくことが国の義務として明文化されております。

2点目は、パワーハラスメント防止対策の法制化であります。事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務、具体的には相談体制の整備等が新設されました。また、パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助等の規定が整備されました。ただし、この紛争に関する規定については、地方公共団体は人事委員会または公平委員会制度があるため、適用除外となっているところであります。

次に、3点目は、セクシャルハラスメント等の防止対策の強化であります。セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティーハラスメント及び育児休業や介護休業等に関する制度または措置の利用に関するハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化と、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたことを理由に事業主による不利益扱いを禁止する規定が設けられております。

既にセクシャルハラスメント及びマタニティーハラスメントは、「雇用の分野における男

女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」において、また育児休業や介護休業等に関する制度または措置の利用に関するハラスメントについては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、雇用管理上必要な措置を整備することが義務化されており、本町においては、平成30年7月30日付で「妊娠、出産、育児に関するハラスメント、介護に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止等に関する訓令」を定め運用しているところであります。

パワーハラスメント対策の義務化については、このたび初めて法制化され、地方公共団体もその適用を受けますが、本町においてはその重要性に鑑み、既に先ほど申しあげました訓令において対象としているところであります。

当該訓令においては、職員等に対しみずからの言動による各種ハラスメントの発生禁止をうたっており、もし万が一ハラスメントが発生した場合は、総務課長には発生した場合の対応や防止のための施策の企画立案、相談窓口の設置の義務化等が、所属長にあっては、ハラスメント防止のための職場環境の構築や発生した際には当該職員が不利益を受けない措置を施すことを規定しております。

なお、このたびの改正により、事業主及び労働者がハラスメントに関する関心と理解を深めることも努力義務として課せられており、その点についても既に訓練に盛り込んでいるものと理解しておりますが、今後の国における指針の策定や、改定状況を注視しながら、必要がある場合は随時改定してまいりたいと考えております。

また、昨年度はこの訓令に基づき非常勤一般職員も含め職員全員を対象とした「ハラスメント研修」を行い、ハラスメントの基礎知識の習得、職場におけるハラスメント防止の意識の向上を図ったところであります。さらに、今年度においては、相談窓口の担当となる総務課職員に対し、相談があった場合の適正かつ的確な対応等を目的とした研修を実施しているところでありますが、現時点においては、当該相談窓口への相談はない状況であります。

各種規定によるハラスメントの防止対策は重要ではありますが、それだけでは、職場環境の健全化は図られず、円滑な人間関係構築のためには、職員相互のコミュニケーションの円滑化が肝要であることから、今後コミュニケーション能力の向上に関する取り組みについても実施していきたいと考えております。

次に、かわにし未来ビジョンで、見直しはあるかについてであります。かわにし未来ビジョンにおいては、分野別目標「『集まる』まちをつくる」の施策の柱「女性が輝く社会づくり」において、男女が互いにその存在を認め合い、まちづくりに参画し、活力ある社会を

築くことが求められている中、女性が人生の各ステージにおいて社会におけるさまざまな活動を選択し、それぞれの個性や能力を発揮し、生涯を通して安心して暮らし、活躍できるまちを目指して取り組みを推進しております。

平成27年9月に施行されました女性活躍推進法の個別計画として、職業生活と家庭生活の両立支援等、社会における女性の活躍の視点を盛り込んだ「第3次男女共同参画計画」に掲げた取り組みを中心に、地域や家庭における男女共同参画意識の醸成を図る啓発活動事業や、平成28年度に創設した認定女性農業者制度により、女性の能力が発揮しやすい環境の整備、子育て支援の充実により、女性が安心して暮らせる環境の整備を推進しております。

来年度、かわにし未来ビジョンが5年を経過することを踏まえ、後期計画の策定とあわせて男女共同参画計画の改定を予定していることから、パワーハラスメント対策やセクシャルハラスメント対策等の視点も含め、計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策について、若者の出会いの場の創出に今後どのように取り組むかについてであります。本町では、平成27年12月に「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、「地域経済活性化」「移住・定住促進」「女性が活躍するまちづくり」「生涯現役」の4つのプロジェクトを掲げ、人口減少を克服し、地方創生を推進しております。この間、町議会からは政策提言において、定住促進対策として若者の出会いの場づくりに積極的に取り組むようご意見をいただいているところであります。

町では、若者の出会いを創出し、将来の定住人口の増加を図るため、若者のまちづくり事業を支援する若者未来塾交付金制度や青年海外研修事業、マイスター養成講座を通して、まちづくりへの参画や人材育成を支援するとともに、満30歳を迎える若者を対象とする2分の3成人式のほか、若者の自分磨きや出会いの創出に取り組んでまいりました。本年3月には、新しい資源として魅力が高まりつつある「雪板」を取り入れた真冬のバーベキュー交流会を町営小松スキー場及び隣接するカフェを会場に開催し、SNSを活用しながら参加者を募り、男女それぞれ6名の参加があったところであります。このほか地区事業においては、大塚及び犬川地区の合同企画により、若者の出会いと交流事業が取り組まれているところであります。

また、結婚を希望する男女や若者に対して、出会う意欲と機会をサポートするため「ライフデザイナー制度」を平成28年度に設置しており、昨年度は8名のデザイナーを委嘱し、定期的な情報交換のほか、日常の活動の中で声かけや紹介など、出会いの機会や結婚につながるきっかけづくりに尽力いただいているところであります。しかしながら、昨年度までにラ

ライフデザイナー制度により登録された方は男性のみ5名となっており、個人の価値観が多様化する中で、登録までには至らない、踏み切れないなど、課題が見受けられたところであり、加えて、交際や結婚を望まない方にとって、出会いの機会やマッチング等への誘導に対し十分に配慮する必要がある、個人の受けとめ方やライフスタイルに合わせて慎重に対応していくことが求められております。

このようなことから、今年度は制度を見直し、ライフデザイナーを県が実施する「やまがた縁結びたい」へ参加、連携していくことを検討し、県内の広域的な情報交換により、出会う機会の助言や支援につなげていくとともに、「やまがた出会いサポートセンター」との連携を強化し、支援サービスについて広く情報提供を行い、登録を希望する方の誘導を促し、より広域的で効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

特に、「やまがた出会いサポートセンター」は県が平成27年に設立し、本町も会員として加入しており、平成30年度末現在で会員登録者数は1,357名、うち平成30年度での新規登録は515名で利用者がふえてきており、これまでのお見合い成立組数は633組で、成婚組数は66組の実績となっており、広域的な取り組みによって効果が期待されるところであります。

また、婚活等の出会いの場づくりに取り組む各地の事例から、若者の活動を活性化させることによって活動に集う中で成婚までに結びつく傾向が見受けられており、本町においても趣味やサークル活動、イベント等の実行委員会などの出会いや活動を通して、会員同士が成婚し町内に居住するなどの成果が出ております。

今後とも、県や近隣市町、各地区や企業の連携を図りながら、若者が結婚を前向きに捉えられるよう意識を高める活動や出会いの機会の創出、情報提供を図るとともに、若者が集い活動する団体等の活性化を促すことにより、出会いの機会や成婚に結びつくような支援のあり方などの研究を進めながら、出会いから定住に結びつくよう努めてまいります。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えします。

初めに、全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについてであります。全国学力・学習状況調査は、本年4月18日に実施されており、小学校6年生では国語、算数、中学校3年生では国語、数学、英語の調査が行われました。

調査内容は、それぞれの学年の前の学年までの学習内容のうち、身につけておかなければならないと後の学年で学習内容に影響を及ぼす内容、実生活において不可欠であり常に活用

できるようになっていることが望ましい知識・技能等、知識技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力、課題解決のための構想を立て実践し、評価・改善する力等が問われました。

調査方法は、昨年度までは各教科で基礎基本を問う問題と、活用する力を問う問題に分かれておりましたが、本年度よりこれらの内容を一体的に問う問題に変更になりました。中学校英語については、「話すこと」が新たに加わり、中学校に整備されているタブレット型のコンピューターで、専用のソフトを使って出題される質問に対して答え、その内容が録音される仕組みとなっております。

この調査の目的は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」とされております。

このように、学習内容の定着度をはかる調査に加え、将来の夢を持っているかや、家庭学習の時間、児童・生徒の日常生活に関する実態調査もあわせて実施され、本町の結果としては、小学校の国語は全国平均を上回ることができましたが、他の教科は課題が残るものとなりました。

学習状況については、家庭学習の時間と内容を充実させることや、自分の考えを伝える場面設定などに課題が見られました。一方で、朝食や起床時間等の生活面や地域行事への参加、将来の夢や目標を持つことに関しては、良好な結果となりました。

調査結果については、平均値、中間値、得点分布等をもとにして、町全体とともに、各学校、各教科の傾向を、これまでの各学校での指導状況と照らし合わせながら細かく分析を行いました。全体の傾向ですが、全国の結果と比較して、最上位層の割合が低いこと、平均値より若干低い結果となった人数が多くなりましたが、小学校国語については、この傾向とは違い、上位層の生徒が多くなっております。

誤答の内容を見ていくと、学習内容を活用する力や、話し合いの中で内容を理解する力、自分の考えをまとめる力等に課題が見られましたので、このような力を伸ばす授業を行うことや、計算、漢字等の基礎基本の確実な定着を図っていくことがより大切であると捉えております。

次に、学力向上の取り組みを今後どのように行うかについてであります。各学校で行う授業研究会や町学校教育研修所の研究会等を通して、授業のあり方や研究が、子供たちの学

力を伸ばすことにつながっていくよう指導していきたいと考えております。

また、小学校英語について本町で取り組んでいる実践をモデルにし、拡大学年会として、各学校5年生の担任の先生が集まる会議を開催しておりますが、その中で何を教えるか、どう教えるかの指導情報を共有することで、学校間の差が小さくなったり、指導年数の短い先生方の指導力向上が図られ、有効な取り組みであると認識しております。そのほかにもYouTubeを使い、授業の内容を先生方が事前に共有する取り組みが、8月1日にNHKの「やままる」で放映され、反響を呼んでおります。さらに、10月11日には大塚小学校、吉島小学校の2校での公開研究発表で「チーム学校」としての取り組みが発表される予定となっております。このような場を通して、町内の先生方の指導力の向上を図っていききたいと考えております。

以上のような町全体での取り組みに加えて、各学校においても調査実施直後からの内容の分析や自主採点等の結果を踏まえ、日々の授業の中で子供たちの個に応じた指導を展開しているところであります。どの学年のどの内容で児童・生徒がつまづいているかを分析し、調査を行った小学6年生や中学3年生を指導する先生だけでなく、学校全体でよりわかる授業を行うことを目指しております。

計算・漢字等の学習の基礎基本となる部分の定着を図ることや、授業で学んだことを実生活で生かす体験等は、学校以外の場での取り組みにもよい影響が出ております。学校のみならず保護者や地域、放課後児童クラブ等と協力し、地域・学校・家庭が一体となって子供たちの学習環境を高めることにより、子供たちの目標や夢の実現に近づけることが重要であるとと考えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 町長、教育長、本当に誠意ある答弁をありがとうございます。時間の関係上、答弁書に基づきながらちょっとお聞きしたい点も何点かございますので、その順番どおりにお聞きしたいと思います。

1点目につきましては、全国学力テストからの小項目、郷土の歴史を踏まえた教育をどう考えるかの下の段のほうにございますけれども、町職員の皆様が「かわにし出前講座」ということで、2019年度、メニューには大分、分類も、项目的にも、すばらしい出前講座をされているわけですが、教育に関しては、町の文化財を知ろうとか、本を好きになろう、出張アルカディア人物館、楽しい生涯学習、生涯スポーツの勧めとか、生涯学習課が所管と

なって出前講座をされているわけですが、実際この出前講座のご利用の件数だったりとか、詳細をお聞きしたいと思います。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、今現在の出前講座の実績についてのご質問でしたので、手元にございますのは、ことしの今年度の途中でございますけれども、8月の末現在で、今年度の出前講座の状況で申し上げますと、24件の申し込みがございまして、取り組んでいるところです。ちなみに、学校関係で申し込みいただいたところもございますけれども、それについてはそのうち6件、学校からお申し込みをいただいて対応させていただいているところがございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 6件ということでご利用はあるということで、あいぱるのアルカディア人物館だったり、川西町埋蔵文化財資料展示館などは、当町の偉人となる誇るべき資源の方々の展示物が多いわけですが、実際あいぱるの2階にあります埋蔵資料館の展示館のほうですか。以前議会のほうでも、所管で見させていただいたことがあるんですけども、展示館と言うよりは、普通に書棚があって借りるような、全く図書館とか、展示館というイメージは全くなかったのが、実際、今はどうなっているのか、下調べもしなくちゃいけなかったわけですが、前の我々の総務文教のときに見に行ったときは、ほぼ本が押しつけられているような感じで、あれをどういうふうにご利用されているのかなという疑問が残っておりましたので、現状とその2階の埋蔵資料館の展示館のご利用人数、利用などをお聞きしたいと思います。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 あいぱるにつきましては、平成28年度から旧第二中学校を改修して、改造してオープンさせていただいてご利用いただいておりますので、今ご指摘の2階部分に川西町埋蔵文化財資料展示館の部分と、あとその東側の部分ですけれども、遅筆堂文庫の分室ということで、本体になる遅筆堂文庫がフレンドリープラザの中にありますけれども、そこに収蔵されていない、少し雑誌類を中心とした部分になりますが、そちらのほうを2階のほうに収蔵させていただいております。

ご質問の資料館のほうにつきましては、以前、農改センターの東側にありました館、資料館そのものがございましたが、そちらのほうの老朽化等に伴いまして、その部分を全部あいぱるのほうに移させていただいております、オープンに当たっては、少々手を加えさせて

いただいて開館をしているところです。

もう一つ、恐らく議員からありました書籍については、遅筆堂文庫の分室のほうのことだと思いますが、現在まだ整理作業が一部残っておりまして、ただ、その活用方法としましては、この10月にプラザのほうの図書館、そして遅筆堂文庫の事業として、一つ例を出させていただきますと、雑誌類なども活用するような、そういうイベントを企画するなどして、改めて活用できるような取り組みを行う模索をしている段階でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 移転されてからもう3年以上もたちますので、今、片づけている途中だとか、そういったのではちょっと遅過ぎはしませんか。

小・中学生の利用があるかだけ、もう一度確認したいと思います。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 埋蔵文化財資料展示館のほうは、ご指摘の学校関係のご利用もいただいておりますが、その奥の遅筆堂文庫分室のほうについては、そうしたご利用はございません。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 せっかく井上ひさし先生の吉里吉里忌などでは、もう全国から、700から800人ほどの方も見えられてございますし、小松沢の公園などでは、やはり県外の方が来られるような、そういった偉人の方が当町にいるのに、町の小・中学生、また、我々成人というか大人もそういったものに触れる機会がせっかくあるのに、活用されていないという、ちょっと残念な結果なので、今後とも、皆さん、特に若い人たちにはそういうものを知っていただくような、活用されるような仕組みになるようお願いしたいと思います。

続きまして、2項目めにありますパワハラ防止法成立について、項目で、答弁では4ページにございました。町のほうでは、平成30年7月30日からパワーハラスメント等の防止などに関する訓令を定め運用しているという町長の答弁がございました。ただ、その下のほうの答弁を見ますと、いわゆる総務課がその所管というか、総務課職員の方が、そういった相談の窓口になるということですが、実際、職員の方々が同じ町職員の方々に相談したりというふうな、恥ずかしかったりとか、ちょっと相談しにくいなあといった面を考えると、外部の産業のカウンセラーだったりとかそういう機関を使ったりということも、よくほかの会社などではお聞きしますけれども、そういったカウンセラーなどの連携とかは図られているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまの件でございますが、答弁にもありましたとおり、実際、現実的な相談等は受けてございませんので、外部等への相談事例は、これはございません。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 先日の新聞には、セクハラの相談が山形労働局の調べで、2018年度の男女雇用機会均等法の相談・行政指導状況の件数が出ておりました。相談件数が164件、そのうちセクハラが82件で、まず50%ということで、こんなに相談があるのかということ、実際答弁の中には、総務課が相談窓口となって一件もないというのは、それは喜ばしいことだとは思いますが、実際、町長、ハラスメントの実態を、この答弁の中には相談は全くない状況ということでございますけれども、何らかの形であったりとか、実態を町長はどういうふうに把握しておられるかお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ハラスメントもかなり細かくございまして、私も承知していなかった三十何項目、36項目ぐらいのハラスメントがあるそうであります。対人関係の中で本人が不快を感じれば全てハラスメントという状況でございまして、そういったハラスメントを意識する、しないにかかわらず、どのような相手に不快な思いをさせるのかということについて、まず、職員がしっかりと身につける、研修するということで、今、取り組んでございます。

さらには、市町村職員の共済組合が大もとになるわけでありまして、メンタルヘルスへ対応しておりまして、直接相談をし、また、指導いただくようなチャンネルもございまして、あわせまして、ストレスチェックも行っておりまして、過度な形でストレスを受けている職員がないか、年に1回そのチェックをし、また、要注意というような勧告が出れば、専門家に受診を促すなど、さまざまな分野で対策を講じているところでございまして、現時点でセクシャルハラスメントが直接訴えられるようなことは、私自身、承知していないところでありますので、今後とも先ほど言われました外部に相談窓口を設置するなど、相談しやすい環境が必要ではないかというご提言だというふうに思いますので、その部分についても、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 そうしますと、窓口もあって、今後そういった機関を併用しながら努めていくということでもよろしかったと思うんですけれども、万が一異常が認められたというか、ハラスメントが発生した、起きたといった、例えば異常が起きたというふうに認められた際の職員の皆

さんに対する対応なんかは、きちんとそこまでなっているものかお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 相談窓口の担当課といたしましては、その実例はございませんけれども、もしもそういった相談が職員からあった場合は、原則として2人以上の相談員で対応する。それから、あとセクハラの場合は、同性の職員を同席させる。それから、相談員として2人以上で相談に応じるなど、連携は当然図っていく。それから、相談員以外にはその内容を絶対漏らさないようにする、といったようなことなどを徹底して、まずは、第一次的な窓口としての対応を図っていきたいというふうに思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 全国的にもこういった問題は報道関係でも出ておりますけれども、やはり過重労働だったりとか、職場環境によるものが原因と推察されるというふうなコメントもあつたりもします。まず、町役場は、町の顔ですので、そういった面に所管並びに町長も含め、そういったハラスメントが出ない、そういう職場であり続けていただきたいと思えます。

続きまして、その次のページになります。人口減少対策についてお聞きしたいと思います。

ちょうど2年になりますか、30歳を迎える若者を対象とする2分の3成人式でございますけれども、20歳の成人式と違いまして、考え方がったり、将来を見据える自覚も出てくる年代でございますので、こういった事業、30歳になってもこういった事業、イベントをしてくださるといふ町はすごくありがたいなというふうに私も思う次第でございますけれども、取り組まれての結果だったり、例えば出会いの場にはなっているけれども、その次のステップになっているかどうかということ、実際2分の3成人式には、我々は成人式とは違って、議会側も出席もしませんし、出られた方から「よかったよ」ぐらいの話では終わっているんですけれども、やはり最終的にはそこで成功するというか、つながりを持てたりとか、そういう次のステップを期待するわけですが、実際、この2年間やられて、ましてこれから事業が2分の3成人式があるわけですが、これから2年を踏まえての考え方も変わると思えますので、そのあたりの今後の希望だったりとか、コンセプトなどをわかるように教えていただければと思います。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいま伊藤議員から伺いました内容でございますが、ありましたように、30歳というようなところで、非常に若者たちが、人生のこれからの先を考える年代というようなところで、同級生が一堂に会していくという機会でございます。この中でさまざまな出

会の中から、いろんな面できっかけづくりを発生していきたいというのが考えでございますので、考え方については、これは継続して今後とも参りたいなというところでございます。

ありましたとおり、この内容については、それぞれの同級生の方が実行委員という形で、その開催の日程、それから企画内容をいただいております。そのアイデアを生かしながら、ということが、一つ大きな、この会の成果であろうかなというふうには思っております。

成果としてなかなかすぐには見えないというところがあるわけではありますが、昨年度実施した2分の3成人式の中では、その中でそれぞれ交際に発展したり、プロポーズしたというような事例に結びついたのも事実でございますので、それ以外にそれぞれの人のつながりの中で、あるいは、産業面の発展ですとか、そういったところも含めてこの成人式、継続して実施してまいりたいというところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 丁寧にありがとうございました。前にも一般質問もいたしましたけれども、30歳に限らず、1と2分の3だったりとか、40歳、50歳の方も結構周りの方で、というふうなお話もありますので、そんなに大きくなくてもいいと思うんです。50歳集まってみようと、そんな感じのイベントがあればなあということも常々思っておりますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

出会う意欲と機会のサポートの「ライフデザイナー制度」ですけれども、実際、今8名いらっしゃるということで、仕事を持ちながら家のこともありながら、町の一役を買おうかということで、「ライフデザイナー」のほうに選出されていらっしゃる方が8名いらっしゃると思うんですけれども、これ、費用弁償というんですか、報酬というか、年1万円というふうに前お聞きしておりました。掛ける8人、8万円、答弁を見ますと、なかなか微妙な経過があつて、県のほうの出会いサポートセンターのほうに継続というか、くっつけるような答弁がございました。

昔で言いますと仲人の方がすごく「うちの知り合いの、親戚の」というふうな活動が多かつたと思うんですけれども、実際今もそういった仲人の方もいらっしゃいますし、ネットを使って出会い系があつたりとか、そういうサイトがあつたりとかでありますけれども、8万円って考えた場合になかなか進まない。結果が出ないというんだつたら、8万円でも前のプロと言われた仲人さんをもう1回お願ひしたりとかという考えは、町長、ございますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 以前、町では結婚相談員制度というのがありまして、専門に結婚相談をされている、縁を結ぶ業務を担っていただいた方もいらっしゃるわけでありまして、なかなか結果が出ないということが繰り返してございまして、平成16年、17年当時、結婚相談員制度を一度整理させていただいた経過がございます。その後、議員初め、いろんな方々から出会いの機会をつくる、創出するというところで検討を重ねながら、「デザイナー制度」というのをスタートさせたわけでございます。県のほうでも、出会いサポートセンターというのが設立されたわけでありまして、登録された方だけではなかなかマッチングしない。マッチングする、サービスを提供して、さらに「縁結びたい」という組織ができて、当事者にさまざまなやりとりをサポートするような体制整備がされて、それによって成婚率が高まっているということで、内陸と、村山地方と庄内がこういうふうな「縁結びたい」、スタートしたんですけれども、ぜひ県のほうに、置賜でもその「縁結びたい」の成果が発揮できるような仕組みづくりをお願いしているところでございます。

そういった中で、どんなサポートをすると成婚に結びつけるかというようなことなどについても、我々としては勉強していかなくちゃいけないのだろうなというふうに思います。大変プライバシーにかかわる内容もあって、深入りもなかなかできないし、逆に言うと余り深入りして不快な思いになってしまうという。先ほどハラスメントと反対側の部分が出てきたりして、それで担当されるデザイナーになられている方々も、難しいなという思いでいるところでありまして、その方々だけに責任をお願いするだけではなくて、地域全体で情報の共有が図られるような仕組みづくりなども求められるのかなというふうなことを考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 町長の言うとおりでであると思っておりますけれども、神村議員なんか特に、一般質問ではこの婚活の問題だったりとか、これからの人口減少に対しての一般質問をされている経過を振り返りながら、質問させていただいたわけですが、やはりこれだけ子供も少なくなっていることを考えると、答弁では町長、研究を進めながら定住に結びつくように努めてまいりますという答弁が、神村議員の答弁のときもございましたし、なかなか進めないのを、もうあと一歩お願いしてというふうな思いで一般質問させていただいたところでございましたので、何とか少しでも一人でも多くの人口減になるようなことを一応検討、研究よりも一歩進んだ施策だったりイベントを今後も検討していただければと思います。

続きまして、最後になります。全国学力テストについて教育長にお尋ねしたいと思います。メディアで出ておりました、8月に放送されておりました正答率がニュースで出ておま

した。小学校6年生が全国で19位（東北で4番目）、中学3年生、全国で35位（東北で4番目）、山形県のこの東北で4番目というのはどういうふうに受けとめるのかという、何かすごく切ない気持ちになりました。

というのは、答弁を見ましても、最近の小学校の食育便りから、川西中学校の学校便りから、保護者会の便りから、全て見ました。川西町、こんなに頑張っているのに、地元の方々も、PTAも、教育委員会も、行政もみんな頑張っているのに、4番目と言われた子供たちがかわいそうじゃないのかなと思いました。

この関係に関しては、橋本議員が平成24年から一般質問で全国学力テストについて聞いていましたし、29年の9月定例会の総括質疑でも学力テストについて聞きづらそうにしていらっしゃるのを今でも覚えております。

教育長はその都度、ニーズに合わせたというか、状況を説明していただいているので、今回の答弁に関しては僕、何にも言えないのかなと思っていましたけれども、こんなに頑張っていてやっているのに何で4番目なのかなと、メディアのそういう放送をやめていただきたいなということも考えておるんですけれども、県の教育委員会がホームページで市町村の取り組みの一覧に各市町村の10町村の取り組みを一覧で出しているんですけれども、答弁書によりますと、今回のユーチューブに出すような取り組みであったりとか、そういうことをもっと表にどんどんとPRしていいとは思うんですけれども、そのユーチューブでやっている内容を調べてこなかったんですけれども、答弁書にある、そのユーチューブの活動について、ちょっとだけ詳しく教えていただければと思います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 8月1日にNHKの「やままる」で紹介された内容を申し上げますと、実は小学校で英語を教えるというふうなことについて、小学校の先生自体が誰もやったことはないというふうな中で、本当に教えられるのかというふうなことでありまして、先生方にお聞きすると、非常に不安を持っている、自信がないと、そういうふうなことでもございました。どうするかというふうな話になりましたけれども、何を教えるのか、そしてどんなふうに教えるのかというのを文字というか、それだけでは不十分であるということから、こんなふうに教えたらいかかというふうなことで、料理の番組のような形で、ALTさんと、その担任との会話なども、その中で、こんなふうにやったらいいんじゃないかというふうなことで、映像に撮りまして、それを全ての先生方が見れるような、特定の先生方じゃなく、ユーチューブはいろいろ約束事がありますので、特定の人が見れるような段階で、それぞれの先生方がそ

れを手に入れて、一生懸命やっているというのが実態でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 丁寧にあります。毎年、毎年というか、1年に1回は必ず学力テストがあれば、そのことについて議員が聞くというものを、ことしで終わらせるような、すごく結果が出るような対応をされているようですので、私はこれ以上、学力テストのことについては、お聞きはしないと思います。

川西中学校の学校便りに、生徒会のスローガンということで、令和維新、自分から変わらなければ何も変わらないというふうな文言がございます。やはり中学生が、こういうふうに分から変わろうという気持ちを、町民も、大人も、行政も、議会も、同じような気持ちで進まなければ、川西はよくなるのかと思って今回の質問を終わらせていただきますけれども、教育長、質問は、私はしませんけれども、やはり点数があることなので、来期、またそういうふうな話になったときに、こういった取り組みをやったということを我々皆覚えておりますので、今後ともご尽力願えればと思います。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時15分といたします。

(午後 2時01分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 それでは本日4番目の質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

初めに、この10月から10%に引き上げられる消費税についてです。

2014年の8%増税後、家計消費は落ち込んだままで、一度も増税前の水準に回復していま

せん。回復するどころか、昨年10月までの1年間の平均消費額は、増税前の2013年平均に比べて年額で25万円も低下しております。

にもかかわらず、安倍首相は都合のいい数字を並べ、ことし10月に消費税10%増税を実施します。町では暮らしへの影響、商店からはため息が聞こえています。

さらに、毎月勤労統計の不正などによって、賃金の伸び率が実態よりもかさ上げされていたことが発覚し、安倍首相の景気判断はもとより、消費税10%増税の根拠が根底から揺らいでいます。

また、食料品などへの「軽減税率」は「軽減」ではなく「8%据え置き」にすぎません。しかも、減税額は、所得が高い人ほど高額になるため、むしろ逆進性の問題は強まり、格差がますます広がるだけです。クレジットカードのポイント還元は、複数税率とセットになることで商品、場所、買い方によって税率が5段階にもなり、混乱と新たな負担をもたらします。しかも、事業費2,800億円のうち1,000億円が補助金です。

見直しを求めて業界団体からも意見書が出され、毎日、読売、共同のどの世論調査も国民の6割以上がポイント還元反対しています。どんなに政府が対策で取り繕おうとも10%への増税は、1世帯8万円の負担増が重くのしかかることには変わりありません。

消費税が始まってもう30年です。「社会保障のため」と言いますが、年金は下がり続け、反面、介護・医療の保険料も利用料も上がり続け、お金がなければ利用も諦める実態です。保育料なども上がり、消費税が社会保障に使われてきたと実感できるものではありません。

この30年間、国民から絞り取られた消費税は累計372兆円と言われていています。ほぼ同じ時期に地方税を含む法人3税は累計で291兆円も減税です。これでは穴のあいたバケツに水を汲むようなもので、財政も社会保障もよくなるはずがありません。

今後も介護の利用料や後期高齢者医療の窓口負担の2倍化が検討されています。幼児教育無料化でさえも、既に「給食費は無償化の対象にしない」「ゼロから2歳保育は住民税非課税世帯に限定する」などと値切りが始まっています。10%になっても、社会保障がよくなる見通しは全くありません。

消費税は、決して「平等な税」ではありません。税の負担率は、買い物の額ではなく「負担能力」、つまり収入や所得の額に対する割合ではかられるべきです。

町長は、これまでの議会で10%増税について明確な見解は示しませんでした。議会では、6月議会で消費税中止の請願を採択し、関係機関に意見書を提出しました。まず、町長の消費税引き上げに対する基本的なお考えをお聞きいたします。

とはいっても、現実には10月から引き上げられます。全国的にも対応ができており、政府は躍起になってPRしています。町内の小売店の複数税率の対応の状況とポイント還元の準備状況をお聞きします。

情報によれば、まだまだ対応は、おくれおくれとなっていると聞きますが、消費者である町民にとっても各小売店の対応おくれは消費離れを起こします。対応できる小売店に移行しますます未対応の小売店の経営が厳しくなります。町として、政府の補助のほかに援助が必要と思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

増税と複数税率導入に伴って、4年間の経過措置後の2023年から義務づけられるインボイス（適格請求書等保存方式）はさらに深刻な問題です。

現在、年間売り上げ1,000万以下の事業者は、消費税が免税となっていますが、免税事業者のままでは、仕入れの税額を証明するインボイスの発行が認められません。事業者は、新たに課税事業者になるか、免税事業者のまま取引から排除されるか、選択を迫られます。

例えば、川西町の農家の大半は、農産物販売1,000万円以下の販売農家で免税事業者です。インボイス制度が導入されると課税業者にならなくては、インボイスが発行できず、仕入れ税額控除の対象とならず、仕入れ側は大きな負担が発生するか取引をやめなければなりません。インボイス発行のために課税業者になれば、収入がふえないのに年間50から60万円の消費税を納めることとなります。こうしたインボイス制度導入による中小零細業者への影響について、町長の認識をお聞きいたします。

次に、置賜農業高等学校の地域支援と存続についてと、町内高校生への支援についてです。

県の高校設置の見直しによる高校の統廃合が、現実的に進んでおります。県立高校再編整備計画南学区B案では、令和6年度をめどに置農・農業科1学級を減らす計画です。統合化については、将来的に置賜農業高校も対象の一つとされ、多くの町民がその存続を切望しています。町長は議会答弁で、地域で支える体制を充実したいということで、小・中学校で実施される学校支援事業的な事業を提案されましたが、より具体的に早急に進めなければ、地域の盛り上がり生まれません。事業展開の展望はいかがでしょうか。

また、就学支援で地元高校に入学する方に7万円の支給や介護職員初任者研修受講支援に補助などを行う「遊佐高校就学支援事業」のような支援により、置賜農業高校の魅力と優位性を出して入学者の増加を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、本間喜一奨学金制度により愛知大学への進学もより実現可能となるため、愛知大学との交流を深め、フィールドワーク、共同研究を置農でも実践すれば、進学に対しても大

きな弾みになると思いますが、いかがでしょうか。

以上は、置賜農業高校支援についてです。

一般に、現在、高校進学率は99%を超え、ほとんどのお子さんが進学しています。進学の際、教材や部活動にかかわる経費など負担感は中学校以上に高い状態です。とりわけ通学費や昼食代は毎日のことなので、家庭では出費に頭を悩ませています。

市町村によっては、子育て支援の一つとして、学費や通学費用、部活動や習い事等に使用した経費の一部を対象にして、15歳から18歳までのお子さんに毎月1万円を支給しているところもあります。東京都日の出町でございます。川西町でも高校生への支援強化が求められています。いかがでしょうか。

特に、公共交通の乏しい遠隔地の高校生の通学への援助は以前から求められています。最寄りの駅などへの通学の足確保が必要ですが、早朝デマンドなどを実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

とかく高校は義務教育ではないため、中学を卒業すると、途端に行政サービスから遠ざかります。子育て制度の一環として、医療費のほかにも高校生に対し援助し、豊かな高校生活で地域定住の一助になればと思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、消費税増税について、消費税引き上げに対する見解についてであります。消費税率が10%に引き上げられた日本経済への影響であります。平成26年4月に実施された前回の消費税率の引き上げのときには、引き上げ前の駆け込み需要の反動により、一時的に内需が落ち込んだことや、実質所得の減少による消費低迷などにより、平成26年度の国の実質GDP成長率が前年度比マイナス1.0%落ち込みました。

しかし、今回の消費税率引き上げに対する日本銀行の分析では、引き上げ幅が2%と前回より小幅であることに加え、軽減税率や低所得者・子育て世帯向けプレミアムつき商品券発行など、需要変動を平準化するための措置が講じられることから、消費税率引き上げの影響は、前回に比べ極めて小さいと推測されております。これらのことから、日本経済への影響は、前回よりは小さいのではないかとと思いますが、現在、米中の経済摩擦など世界経済の緊張が高まっており、今後の日本経済への影響などもあわせて注視していかなければならない

と考えております。

現在日本は、世界に例のない人口減少と高齢化、少子化が急速に進展しており、社会保障関係費の増加が今後とも続くと見込まれており、持続可能な社会保障制度を構築していくために、給付と負担のあり方を検討することは、待ったなしの課題であると思っております。

このようなことから、今回の消費税率の引き上げは、少子化対策や社会保障費の安定的財源確保と財政健全化を目指し、現役世代に負担が集中することなく、国民全体で広く負担するため、やむを得ないものと考えております。

次に、町内の複数税率とポイント対応の準備状況についてであります。消費税率10%への引き上げに伴い、軽減税率が同時に導入され、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を管理するために、税率ごとに区分する経理が必要となります。

対象品目については、食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除く食品の譲渡が該当いたしますが、食品については、外食は軽減税率の対象とならず、標準税率が適用されるなど複雑な判断が必要となるため、ミスなく正確な経理処理を行うために対象品目を正しく理解しておく必要があり、複数税率に対応できるレジの導入や改修が必要となります。

本町の準備状況については、東北経済産業局中小企業課に確認したところ、平成28年度経済センサス活動調査のデータと消費税軽減税率対策費補助金の交付決定状況で計算すると、令和元年7月1日現在で28.9%の導入率とのことであります。

また、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業は、消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9カ月に限り中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業が予定されておりますが、対応の準備状況については、令和元年8月21日現在の加盟店登録申請状況で、県内では3,250店舗、本町では食料品店、ガソリンスタンドなど7店舗のみとなっております。

今後とも、町内金融機関や関係機関と連携を図りながら普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、増税対策の町の支援についてであります。中小企業の複数税率の導入に伴う消費税軽減税率対策費補助金については、これまでは、補助金を受けるには9月末までにレジの設置や改修、支払いを終える必要がありました。

しかし、支援対象と想定されている30万事業者のうち、補助金の申請が約4割にとどまっていることから、給付条件を緩和し、9月末までにレジの購入契約を終え、補助金の申請期

限となる12月16日までに設置と支払いを完了すれば、給付の対象となるよう制度の変更が行われました。

山形県では、消費税に関する情報窓口の設置や、パンフレット、ラジオ等による周知、キャッシュレス決済導入セミナーの開催等、制度の普及啓発を実施しております。また、本町では川西町商工会によるセミナーや勉強会の開催、ガイドブックの配布、事業所巡回による聞き取り、そして補助金申請等を支援するとともに、米沢税務署と税務会計課が連携し、制度の説明会を開催しております。

今後とも制度の内容について、さらに情報収集に努めながら、関係機関や金融経済団体等と連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、インボイス（適格請求書等保存方式）の認識と影響についてであります。令和5年10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることになっております。

この制度は、売り手であります課税業者がみずからの申告する税額及び税率を記載した書類であるインボイスを発行し、インボイスに基づいて買い手が仕入れ税額控除を行うという仕組みであり、複数税率のもと、適正課税の確保につながるものであります。一方、現在、販売額1,000万円以下の方は消費税納付の免税措置が講じられておりますが、実質廃止となると考えられます。

制度の導入に当たりましては、事業者の準備に係る負担というものを考慮し、軽減税率の実施から4年間の準備期間が設けられるとともに、導入から6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置も設けられているところであります。

しかし、商工会関係者からは小規模事業者の事業の継続や創業等が困難になることが危惧されるとの意見などがあり、また、農業者等事業者においてインボイス制度の導入について理解されていないことも想定されますので、今後の対応について、国・県、経済団体等関係者と連携し、検討してまいりたいと考えております。

次に、置賜農業高校の地域支援・存続と町内高校生への支援について、置賜農業高校での地域支援事業の展望についてであります。本年3月定例会においてお答え申し上げましたとおり、県において、東南置賜地区の県立高等学校の再編整備に向けた検討を進めている中、本町唯一の高等学校である置賜農業高校の存在意義を高めるビジョンの樹立に向け、本町としても協力し、参画してまいりたいと答えております。

その手始めとして、置賜農業高校に高等学校版コミュニティスクールの設置を働きかけて

おりますが、本年10月に第70回日本学校農業クラブ全国大会南東北大会が本県と宮城県、福島県を会場として開催される予定となっており、そのため、その大会事務局を置賜農業高校が担っていることから、大会終了後に本格的な協議を開始することとしております。このようなことから、現時点においては、働きかけに対する返答を待っている状況にとどまっております。

本町としては、農業高校は、農業という人間が生存するための最重要分野を学ぶ場であり、その強みを最大限に発揮し、存在意義を高めるビジョンを樹立する必要があると考えております。置賜農業高校を卒業され、各方面において活躍されておられる方々も多数いらっしゃいますので、その方々の参画も促しながら、豊富に蓄積された多様な知識を社会に還元し、本町と置賜農業高校の双方が、相互に発展できるよう体制の整備を今後も引き続き働きかけてまいります。

次に、置賜農業高校の魅力と優位性づくりについてであります。ご紹介いただきました遊佐町における遊佐高校への支援事業のほか、県内では、白鷹町における荒砥高校や庄内町での庄内総合高校への支援などが行われております。支援の内容は、入学時の制服や運動着の購入、通学費や資格取得に要する検定料や研修費などに対する支援等となっており、少子化の進行を背景として、各町に存在する高等学校の維持・発展に向け、支援組織の設立等も含めて支援策が講じられております。

高等学校は、中学校までにおける義務教育の基礎の上に、心身の発達や進路に応じて高度な普通教育及び専門教育が施され、総合的な基礎教育の習得はもとより、大学・専門学校など高等教育機関への進学準備、また、就職に向けての技術・技能の習得の教育を行う場であります。ご紹介いただいた支援策は、その学校に進学した生徒や保護者にとっては、経済的に有効な支援と思われませんが、より重要と思われるのは、その学校を進学先に決定するインセンティブを高めることと考えており、そのためには、学校そのものの存在意義を高め、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを目指す必要があると思っております。

本町においては、さきに申し上げましたとおり、当面、置賜農業高校に対して高等学校版コミュニティスクールの設置を働きかけながら、農業高校としての強みを最大限に発揮したビジョンの樹立に向けて協力、参画し、魅力ある学校づくりに力を注いでまいりたいと考えております。

また、本町と愛知大学においては、平成26年5月に連携・協力に関する協定を締結し、令和元年度より奨学金給付制度を開始して、今年度は1名の奨学生を決定したところであります。

す。また、来春、愛知大学地域政策学部への進学を目指す町内在住・在学の高校3年生から、本職が適格者を大学に推薦する「連携自治体推薦制度」も今後導入することから、置賜農業高校の生徒を含め、大学進学を希望する生徒の進学機会が広がるものと期待しております。

さらに、来年度以降、同学部の食農環境コース3年次生が、「食」や「農」、「環境」を学ぶ現場として、本町を中心に広く置賜各地で実習を行うよう準備を進めております。実習先として、置賜農業高校を初め、生産者や食品加工業者、環境関係施設等と調整を進めており、こうした活動を拡大することにより、愛知大学と置賜農業高校や地域の連携が一層深まることが期待されます。

次に、高校生に対する支援についてであります。本町における高校への進学率は、さきにお答え申し上げましたとおり、過去8年間はほぼ100%の状況にあります。義務教育課程においては、要保護・準要保護世帯に対して、就学援助を行っており、学用品費や修学旅行費などのほか、給食費についても援助の対象としております。一方、高校生に対する支援については、県において支援策が講じられているものと認識しております。

本町における高校生を対象とした支援策としては、平成29年度から高校3年生相当までの医療費の無償化の措置を講じております。ご紹介いただいた東京日の出町などで各種支援策が講じられていることは承知しておりますが、本町においては、子育て世代包括支援センターの取り組みを中心として、妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目のない相談・支援体制の強化等に取り組んでおりますので、現行の支援体制のもと、子育てに対するニーズの把握に努めながら、支援拡大の必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、通学に対する援助についてであります。現在、町内の高校生の主な通学に要する交通手段は、JR米坂線や山形鉄道フラワー長井線となっており、この鉄道事業の維持に向けて、県や沿線市町村等と連携しながら、利用促進策の展開や財政支援を行っております。また、一部の私立高校においては、広域市町を經由する通学バスをPTAが主体となって運行しております。

デマンド型乗り合い交通の運行については、川西町地域公共交通会議において、運行内容や料金等について協議いただいております。平成23年度からは、フルデマンド方式に移行し、町内どこでも乗りおり可能で、1日9便、年中無休で運行しております。ご提案いただきましたデマンド型乗り合い交通の高校生の通学利用については、早朝の時間帯での運行時間の拡大が必要となります。この点について、過去に運行を委託している町内タクシー事業者と協議を行い、実施に向けて検討した経過がありますが、当時は、協議が調わず実現には至りま

せんでした。今後、利用者のニーズの把握に努めながら、デマンド型乗り合い交通の運行の充実について研究してまいりたいと考えております。

現在、高等学校教育を取り巻く環境は、国が推進する「地方創生に資する高等学校教育改革」はもとより、本年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、地域の将来を支える人材育成のための高等学校改革が主要な取り組みに掲げられるなど、高等学校に着目した地方創生の推進が求められております。

本町では、さきの参議院議員選挙において、県内で初めて町内の高校生6人が投票立会人を務めました。この取り組みは、10代の若者が選挙や政治に興味を持つきっかけづくりとしても実施したものでありますが、この経験をもとにして身近な課題に気づき、その解決策を考えるなど、探求的な学びの機会となっております。これらの取り組みを含めて、本町の高校生の健全な育成が図られるよう支援策を研究するとともに、本町と置賜農業高校との連携をさらに強化して、相互の発展による地域の活性化、地方創生の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まず、初めに、消費税につきましてですけれども、町長の見解、正式な見解というのは、本日お聞きしたところでございますけれども、消費税、先ほど壇上でも述べましたとおり、消費税が上がっても、一向に社会保障制度が充実していない。さらには、年金問題なども考えれば、全くこの消費税が社会保障に役立っていないということが、今までの過程の中では明らかになっているわけで、ぜひこの消費税についての認識というものを、逆進性が強かったり、あるいはそういったものも含めながら認識を新たにしていきたいなと思っているところです。

私どもとしては、法人税の累進課税化や、所得税の税率を昔のように変えていけば、約30兆円程度、程度というか、30兆円もの財源を生み出せるという試算もあるわけで、消費税に頼らない社会保障の仕組み、あるいは財政再建に寄与できるような仕組みづくりというものをぜひ主張しながら実現に結びつけたいと、このように考えているところでございますけれども、いかがでしょうか。町長、そういった考え方というのは。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 手元に資料を持ってこなかったものですから、正確な答えができないかと思っておりますけれども、消費税が創設されて30年になるということで質問ありました。30年前を振り返ると、

そのころの社会保障関係経費は国全体の中に占める割合が10兆円程度ということでありまして、それから、この30年で30兆円を超えるところもあります。国全体の歳出の3分の1が社会関係経費というふうになっておりまして、毎年1兆円と言われていた伸びがあったものでありまして、それを、負担と給付の割合ということで圧縮をかけながら、それでも5,000億を超える毎年の増加がされているということでございます。

そういう意味で、膨大に膨らんだ社会関係経費を誰が負担してくるかというのが大きな課題となって、財政の健全化とあわせて、給付と負担の問題というのが議論されてきたというふうに認識しております。

一方では、地方交付税とか、また公共事業への投資などは維持されてきたといいますが、圧縮されてきた経緯もございまして、そういう意味で、我々からすれば、公共工事を提案しても、なかなかその財源措置がされていない。大変厳しい状況を今、国が抱えているわけですから、そういった財政構造全体を見ながら、どう歳入を確保していくのかということが課題というふうに捉えております。橋本議員がおっしゃられました法人税等の課税強化ということについては、今よく言われるように、企業等の競争力をどう高めていくのか。そういった観点からも、事業者が元気よく活躍をしなければ、そこで働く人たちの所得にも回らないことにもなるわけでありまして、やはりそこも負担とまた給付といいますが、益の分、その部分を全体として日本経済が回るような仕組みをどうつくっていくのかということで議論されるべきだというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 最近の報道などでは、大企業の内部留保につきましては、400億円からさらにふえた600億円になっているということで、内部にどんどんため込んでおるという状況の中で、しかも減税になっているという、こういった構造があるわけで、これをやはり正さなければ、払える方から、もらえる方から課税をしていくというふうな方式に変えていかなければ、税収というのは上がらないなというふうな気がするんですけども、さて、そうは言いながらも、いよいよ10月から消費税が上がるということで、毎日、テレビ、新聞を見ても、とにかくレジの補助があります、消費税、こんな分類になりますというようなPRをやりながら、躍起になって、ちなみに今回のPR費は1,500億円かけているというような話もあるわけなんですけれども、そういった状況で川西町のポイント制度等々の移行が進まないというのは、どのような原因か。どのようなことが原因か、的確に捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本町のポイントに伴います機器導入等の補助については、当初、回答させていただいていますとおり、28.9%、約3割弱ということでございます。この複数税率の内容について、小規模事業者等についてはまだ認識していない部分が多いのかなというふうに捉えているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 商工会や、あるいはそういった関連の中では、随分セミナーを開いたり、さまざま補助金ももちろんあるということで、普及に努めているようではすけれども、進まないというのは、結局、消費者がポイントを受けられないという、町内で買い物しても受けられないという状況になるわけで、逆に言えば、小売店さんはポイント導入しなければ、消費者が来なくなるというような可能性があるわけで、こういった整合性とれない部分、どのようにお考えですか。行政としても、これを進めなければいけないんじゃないですか。どうでしょう。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 事業者、それから消費者が、有効にそのポイントを使って、購買力を上げたり、それから消費者が有効に金額を有効に使えたりするということにあっては、事業者も積極的にポイント、キャッシュレスに対するポイント還元についても取り上げていただきたいというふうに考えます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 先日、商工会のほうへ行って、いろいろお話を伺ってきたんですけども、原因としては、9カ月という、補助については9カ月が限度ということで、平均で約3.2%の手数料がそれ以降はかかってくるという。キャッシュレスに、いわゆるクレジットカード、キャッシュレス、そういったものに手数料がかかってくるというような、9カ月間はかからない。10カ月目からはかかってくるという、ご承知でしょうけれども、あとはクレジットカードやそういったものを使えないという方が結構、町長は、クレジットカードはもちろんお使いになったことはあるんですけども、今のキャッシュレス、何とかペイというやつ、実際には使っていらっしゃるのでしょうか。どうでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私も商工会関係者の皆さんからお話を聞きますと、複雑な制度で、自分自身たちが理解できない。それによって負担もふえていく。将来負担がふえるんじゃないかということ、ポイント還元という形でありますけれども、負担がふえてくるだろうということで、将来的に事業を継続できるのかというような切実なことが、声として寄せられているというお話を

お聞きして、深刻な状況だなというふうに私自身も認識しております。

私自身は、現金で買うことが多いものですから、できるだけ、できるだけじゃないですね。その何ペイ、活用したことはございませんので、不案内なので、申しわけございません。

○議長 橋本欣一君。

○10番 私も何とかペイはまだ使ったことがなくて、意外と簡単だというような話のようですけれども、先ほど商工会に行ってお話を聞いてきたって、途中になってしまったのですけれども、手数料が9カ月過ぎるとかかってくるということ。あるいは、使えなくて現金買いが多いということと、制度自体がわからないという方、特に高齢の経営者の方なんかはわからないということで、商工会関係の方なんかはもう躍起にこれやらなきゃ、消費がどんどん落ちてきますよ、お客さんが離れていますよという宣伝はしていらっしゃるようなのですけれども、なかなか小売店の方、小規模の方は乗ってこないというようなことでございますので、行政側としてもこのぐらいPRして、3分の2の補助、20万上限の3分の2補助ということで、レジスターの導入などもある。さらに、町としても、3分の1をつけ足せば、ただで入れられるという制度なんかもお考えになったらいかがでしょうか。町内のお店を存続させるためにも、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 前回は答弁させていただいた経過がございますけれども、「浴浴センターまどか」で、在宅サービスも、いろいろ経営改善に取り組んでいますが、実際に遠くから来られた方々は、カード決済が求められる。そのときに、ぎりぎりの状態でやられながら、そこで手数料、また、3点数%負担しなきゃならないということで、利益が上がらないというふうなお話をお聞きしてきました。そういう意味で、各個店の中では、本当に大変な状況になってくるだろうというふうに思っております。かといって、それに上乗せした価格を設定できるかということ、設定できないということになりますので、課題が多い制度だなと思います。

議員から提言いただきました3分の1のかさ上げを町がやったらいいではないかということでありますが、現時点ではそこまで認識をしておりませんので、今後、導入された皆さんや導入されない皆さんの消費者離れにつながらないような支援が何ができるのか、検討させていただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 3分の2補助と、私、申し上げたんですけれども、4分の3でございましたので、4分の1の補助をすべきじゃないかというふうに訂正させていただきますけれども、お店がな

くなるということ、商店街活性化に逆行するような施策になるわけで、これ、何らかの形で援助という、PRももちろんでしょうけれども、金銭的な補助というのも、ぜひとも先ほど来あるわけですが、検討を一步進んだ政策というものを期待するわけで、ぜひともこれは商店、商店街を守るためにもお考えいただきたいと、このように思います。

続きますのは、一番この消費税制度の中、消費税アップの中でのインボイス制度というのが大変な問題になるんじゃないかなと、こう思います。私も農家で、農産物を販売して、もちろん1,000万などありませんから、免税業者という形になるわけなんですけれども、実質廃止になるという、1,000万円以下の免税業者の免税が実質廃止になるという表現をなさっておるわけですが、これ、どういった意味なのでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ここは、少し悩ましかったんですが、結局、販売して消費税をつけていただくと、自分が生産過程にかかわって消費税を払ったものについては、そこで差し引きになるわけですから、もし消費税払っているほうが余計であれば、還付請求を受ける。そういう権利があるわけなんですけれども、その1,000万の中で消費税を、例えば50万いただいて、30万消費税を払ったとすれば、差額の20万は免税ですから、それは今まで生産者のほうが受けていた、その部分のメリットはあったわけですが、それが今度は買った側のほうが、それはちゃんと8%払ったということを証明してもらわなきゃいけない、ということになりますので、それはインボイスということになるわけでありまして、結局としては何ぼ消費税をいただいているかということが把握されて、その差し引き差額分についても申告していただくということになりますので、確定申告のときには消費税の申告もあわせてやることになりますから、そういう意味では生産者、ある程度の規模を持っている生産者の皆さんにとってはその1,000万という枠は外れていくということにつながるんじゃないかというふうに捉えたところでありまして、これも、まだ不確定要素があって、法律は法律で先行しておりますけれども、いろいろ議論がまだ煮詰まっていないというようなお話もいただいておりますので、今後の課題として、私も勉強させていただいて、こういうことも考えていかなきゃいけないんだなということをお認めさせていただきました。

農業団体においては、それを何とかクリアできるような形で、農協さんのほうで検討されているというふうにお聞きしておりますので、そういった制度設計をこれからつくられていくというふうにお聞きしておりますので、今後とも内容について研究させていただきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 制度がなくなるということではなくて、実質的に課税業者にならざるを得ないというふうに理解してよろしいですね。と言うと、例えば大規模な産直施設、川西町のマルシェにつきましては、場所代ということで、それ相当のパーセントでお支払いするわけですが、今の税制上は、仕入れすることを基本的にしているという形、進めているということなものですから、仕入れの段階で中小農家、免税農家から仕入れてしまえば、その産直組織、販売業者が、消費税を払う分を負担するのか。あるいは、あなたは登録業者でございませぬので、一切取引しませんよという形になってしまうのかというふうな、2つに分かれてしまうわけなんですけれども、小っちゃい農家の方は1,000万、お年寄りの方が頑張っているという中で、1,000万の売り上げある農家というのは、そう、私、いないんじゃないかなと思うんです。

ぜひこの辺、4年後の実施、インボイス制度は4年後の実施ですので、これは町長さんのほうからもこの制度の不備、こういったものを指摘していただきながらやっていかないと、中小農家がどんどん、どんどんつぶれていく、やめざるを得ないという状況になるんじゃないかなと、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これは国の制度なので、国会で議論していただくことになるのかなというふうに思いますけれども、生産者の皆さん、本当に頑張ってマルシェのほうに登録いただいて、皆さんが本当に年金プラスアルファといいますか、自分の農地を生かしながら、きのうもお話を聞いたら、畑仕事が楽しくて生きがいを感じて頑張っているというお話をいただいたところでありまして、そういった方々が頑張れるような、マルシェの活動を担ってもらいたいなという思いますので、そこは委託料で15%委託をいただいていますので、その部分の中で回収できないのかなというふうな思いもしております。

また、今後の分で私が危惧しているのは、創業といいますか、起業していく。最初は小さいところからスタートしながら、将来は大きくしていくという、その最初のスタートのところから負担が生じてつまづくことのないように、そういった新たなチャレンジをする方の支援などについても十分配慮された制度であってほしいなというふうな思いをしております、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ただいま申し上げたとおり、仕入れするような方向でどんどん進んでいるというこ

とで、例えば私、私どもが入っている農協に米を売っているわけで、委託販売ということで、これなんかも農協が一旦仕入れるという形になってくるという。そうなれば1,000万以下の農家はどうなるのでしょうか。インボイス発行できないわけですから。そういった面を農家の実態、実情なんかもぜひ国に届けていただきたいと、こう思います。大混乱を起こすと、私は思いますので、その辺もぜひ上申していただきたい、このように思います。

時間がなくなってきて、すみません。

置農の問題なんですけれども、6月でしたか、県の説明会、農改センターのほうであったって、私ちょっと時間がなくて行けなかったわけなんですけれども、私が申し上げたとおり、南学区Bプランというふうに、6年後に農業科を1学級減らすというふうな認識からでよろしいのでしょうか。それとそれ以降、何か情報があるのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 A案、B案という2つの案をもとにしながら、南置賜の地域で説明会をし、さまざまなご意見をいただいた、その意見内容について、県の教育庁で整理されている。今年度中にA案、B案の方向性を決定したいという、そういうお話はいただいております。

これは今の少子化が進行している中での想定でありまして、何もそれで全てが決定されるということではないのですが、一応、方向性は示させていただきながら、今後、それぞれの学校が特色ある取り組みをしながら、生徒の充足率というのをしっかり確保されていくということがまず大前提でありますので、そのシナリオどおりにならないように、我々としては、支援をしていきたいなというふうに考えております。

とりわけ、農業高校という特色のある学校でありますので、さらには、130年の歴史を抱える学校でありますので、そのことを十分踏まえた形で、県のほうには町の意向を伝えてまいりたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 3月議会でも町の宝であるというような表現でなされた覚え、私、記憶ございますので、ぜひそれは、宝物はやっぱり大事なきゃいけないというふうに思います。そのためにも、農学校支援事業、コミュニティスクール等々の事業もお考えだということで、現在は置農さんのほうが、相手方が忙しくて相談にも乗れないというような状況をお聞き、ただいまわかったわけなんですけれども、町長としてはどういった、例えばイメージとかお持ちなのではないか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私の夢みたいなことを話せということではしゃるのかと思いますが、私は、生徒さんが集まって学びの場を提供するというのもそうなんですけれども、置賜農業をリードするような教育機関、研究機関でもあってほしいな。さらには、置賜農業高校で学ぶことが、例えば全国の農業を志す人たちに門戸が開かれているとか、もっと言えば、海外からも受け入れられるようなことも含めて、何も少子化でだんだんじり貧になって、生徒が集まらないから3学級を2学級、2学級を1学級にしていくということではなくて、そこに魅力を感じられるような学校にしていければなというふうに思います。そうなれば、例えば、県外から来られる人の受け入れをするためには、地元でしっかり下宿をしていただくとか、アパートで生活している、寮ができるとかというようなことも含めて、これは総トータルで考えていくことになるのかなというふうに思いますので、そういう意味で置賜農業高校が魅力ある学校として発展していただく。あわせてでありますけれども、リカレントと言いますか、実際に現場で農業をされている方々、もしくはこれから農業を志す方も置賜農業高校で学べるような機会などもあればいいのではないかなと、あってほしいなという思いをしております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 先ほど神村議員からの有機農業の質問などもあって、ぜひ有機農業も一つの手だてとして、大いにPRできるわけですので、これも、課長、野菜もやっているという、これぜひ成功させてもらいたい。実際に乗せてもらいたいと思いますので、ぜひ夢に終わらせないでこれを地域で守っていく、地域でそれぞれ育てていくというふうな方向づけをしていただきたいと思います。

置農さんのほうからの要望とか何かというのは、まだ全く白紙の状態なのでしょうか。学校側の要望というか、そういったものもございますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私たちからすれば、本当にキャッチボールをして、文科省のほうから、新たな制度が生まれて、それで地域にある農業高校が、地域の活性化に結びつくような実践を生み出してほしいという要請もありまして、これがチャンスだなと、昨年意気込んで置農さんと協議をさせていただいた経過がございます。置農さんも、いろいろ事業を初め、校外の活動など、本当に先生方忙しく仕事をされておりますので、その負担をできるだけ我々としては事務方として軽減できるようなことも提案をさせていただいているところでありますので、なお一層、親密な関係で、先生方の働き方にも応援できるような観点で、ご支援申し上げたいなど、直接的にはまだこういったことをしてほしいという言葉はありませんので、まずは先生方、

生徒さんだけではなくて、地域のさまざまなご支援いただける事業者さんであったり、大学であったり、さらには、先輩方、OBの皆さん、そういった人たちが一堂に会するような機会をつくって、一つのコンソーシアムという考え方にはなっているのですけれども、そういったものをぜひ立ち上げていければなということでご支援申し上げたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひそれを実現しながら、学校でできれば資格なんか取れたらいいなという、私は新人議員のころに、三重県の、ちょっと度忘れしました、高校生レストランのモデルになった高校があったわけですが、そういったもので調理師の免許が取れる、どうですかというような話もあの当時はしたんですけれども、たまたま置賜に調理学校があるものですから、並行してはできないということで、音羽学園さんのほうがたしか廃校なさったというような話を聞いたものですから、ぜひ置農なんかで調理師が取れる。遊佐高校なんかは、介護資格が取れるという。資格も一つの魅力じゃないかなというふうに思いますので、そういったものも取れる、スキルが取れる、積み重ねられるような教育もぜひ県立高校にそんなに望んでも、大変かなと思うんですけれども、一つのこれが魅力になるんじゃないかなと思いますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

時間ないので、もう1点、高校生の通学、早朝の通学なんですけれども、大変難儀しているというような、特に遠隔地というか、玉庭の方なんかが大変だというふうにお聞きしております。これ、早急に検討すべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 保護者の皆さんが、駅もしくは学校に送迎されているというご相談をいただいていること、たくさんございまして、本当に、皆さんの負担になっているなと思います。これも県の町村会の中でもいろいろ議論になりまして、私立高校が送迎をする距離がどんどん伸びている。先々週ですか、羽黒高校にお邪魔しましたけれども、新庄市まで、新庄の駅まで迎えに行っているというようなことをお聞きしまして、大変な努力をされているんだな。これが県立高校ではなかなかそれができないという実態でございまして、そういう意味では、私立の今の状況を取り入れて、保護者の負担軽減を図られるような仕組みというのは、公立高校でも求められているのではないかなというふうに捉えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 乗り合わせて自家用車で送るという方法もあるらしい。もちろんあるのでしょうけれども、万が一事故が起きた場合にこれが補償できないというところがあったりするもので

すから、公共交通機関的なものもやはりぜひ必要なんじゃないかなと思いますし、私に相談した方は、このままではもう引っ越しますよという。学校の近くにもう引っ越しますという。その方は米沢の学校に通っているということでしたけれども、そういった移住・定住に反するような動きまでも出てくるという。そういった面でもぜひこれは考えなければいけないなと思うんですけれども、最後に町長、やはり必要だという、何とかしてほしいという要望を応えてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 トータルな形で、子供を育てる支援の中で検討させていただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時30分といたします。

(午後 3時16分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

○議長 第5順位の渡部秀一君は質問席にお着きください。

3番渡部秀一君。

第5順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 それでは早速、私のほうから質問をさせていただきます。

議長宛てに通告したとおり、質問を始めます。

1、中学校のスクールバスについてですが、現在、中学校で運行されているスクールバスは、7路線7台。そのうち年式が平成8年式のものは3台ありましたが、今年度、柏ノ木バスが更新され、同年代は2台となっています。それらも尾長島バスが令和3年、大塚バスが令和4年に、そして、平成15年式の東沢バスが令和2年に更新する計画であると聞いています。

そして、バスの保有形式ですが、柏ノ木バスと洲島バスがリースで、ほかの5台は購入と

なっております。

そこでお尋ねします。なぜ保有がリースと購入に分かれているのか。それから、リース保有の柏ノ木バスと洲島バスのリース条件、及び各バスの平成30年度の年間費用、購入保有の東沢バス、尾長島バス、大塚バス各3台の整備費用、これはオイル交換等も含まれます。そして車検整備費用、車検費用、車検諸費用等の平成30年度の年間費用を教えてくださいと思います。

それと、洲島バス、大塚バスともに、かなり内装の劣化が進んでおり、大塚バスに至っては、つり皮がついて使用しているとのことでした。つり革の使用について、川西駐在所より交通課に確認していただいたところ、仮に50名定員の車両であれば、座席数が35席で、15本のつり革なら除外規定で問題はないが、運行に際しては運転席・助手席はシートベルトの着用の義務があり、残り33席はシートベルト着用の努力義務があるそうで、立っている人はつり革につかまる義務があるということでしたので、法律上問題はないのですが、ある地区は新しいバス、また、ある地区は普通の座席バス、ある地区は難あり座席につり革のバスでは、生徒の置かれている環境に敏感な保護者に格差を感じさせるものではないかと非常に心配しております。また、生徒安全のためにも、つり革につかまっただけの乗車は安全ではないと思われます。

以上について、教育長の見解をお願いいたします。

2番、役場跡地利活用計画策定委員会の年次計画では、9月に議会報告とありましたので、問い合わせてみましたが、その結果、調整がつかず、12月にさせていただきますとのことでした。悪くはないと思います。というのは、それだけ多くの意見が出て、まとめ切れなからだと思っております。しかし、反対に危惧していることもあります。お互いのエゴのぶつかり合いになっていないかということです。私も平成9年から5年間、県道口田沢川西線の拡幅に関する中心市街地のまちづくり研究事業に携わってきました。実現はできませんでしたが、その中で数人の専門家の講習を受け、勉強をして、視察などもしてまいりました。そこで、専門家との視点の違いや着目点の違いが、彼らの蓄積したデータ分析と知識量の差であることに気づかされました。そこで、関係者の方々に専門家の講習を受けて、中心街のよりよい形成のために頑張ってもらいたいと思います。

これに対しては町長の見解をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 初めに、私から渡部秀一議員の大項目 2 番目のご質問にお答えし、次に、教育長より、大項目 1 番目の答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、ご質問の 2 番目、中心街のよりよい形成に向けて、役場跡地利活用計画策定委員会の進捗状況についてであります。さきの 6 月議会定例会の一般質問で申し上げましたとおり、現在、庁内外に検討組織を設置し、現庁舎跡地利活用計画の策定に向けて検討しております。今年度においては、跡地利活用の方向性を定めた基本方針の策定を行うことにし、年度内に策定を目指しております。

議員からご指摘いただいたとおり、当初は、9 月定例会において跡地利活用の基本方針をお示しすべく検討作業を進めてきたところでありますが、現在は、これまで中央公民館で活動されておられる社会教育・文化団体への聞き取り調査結果や、小松地区地域振興協議会との協議結果などをもとに、跡地にどのような機能を付加すべきかの検討を含めて、跡地利活用の基本理念・基本方針の検討を行っている状況でありますので、できるだけ早期に原案を取りまとめ、議会にお示しできるよう検討を進めてまいります。

なお、今回ご提案いただきました専門家を招聘した講習会の開催等については、基本方針の策定後に具体的な土地利用等を含めた基本構想等の策定に向けた検討を行うこととなりますので、ご提案いただいた内容を参考としながら、効率的・効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

中学校のスクールバスについて、中学校スクールバスの現況についてであります。平成 23 年度に川西中学校が開校し、同時に町内全域でのスクールバスによる通学が始まりました。

現在、スクールバスは 7 台運行させており、計画的に更新を行っております。更新に当たっては、年式の古いものからの更新を基本としておりますが、点検結果等に基づくバスの状態によっては、更新順位を変更し、安全・安心な運行が確保できるようにしております。

更新は、購入またはリースにて対応しており、購入のメリットとして初期費用はリースに比べ割高となりますが、国の補助金が活用でき、長く使用することで次の更新までの総経費を抑えることができます。一方、リースにおいては、各年度における予算の平準化を図ることができ、新たな機能を比較的早く利用することが容易になるなどの利点がありますが、購

入に比べ総経費が割高になる傾向があります。なお、柏ノ木バス及び洲島バスのリース条件についてであります。車両代のみで、車検及び整備に関する費用は含まれておりません。

各スクールバスにおける平成30年度の年間運行に係る費用であります。それぞれ洲島バスが729万円、中郡バスが348万円、大塚バスが417万円、尾長島バスが396万円、上和合バスが480万円、柏ノ木バスが556万円、東沢バスが365万円となっており、合計で3,291万円となっております。また、東沢バス、尾長島バス、大塚バスの平成30年度の車検及び整備費用等は、東沢バスが21万円、尾長島バスが24万円、大塚バスが37万円となっております。

バスの年式や設備の老朽化、座席の状況などが、生徒の保護者に格差を感じさせているのではないかとのご指摘であります。年次的にバスの更新を行っていることから、全てのご要望にお応えすることができませんことをご理解いただきたいと思います。

バス乗車における安全性については、道路運送車両法に規定する車両の使用や乗車定員内の乗車人数を遵守しており、また、必要に応じ整備点検を行い、安全性を確保するとともに、道路交通法を守り交通事故がないよう安全運転に努めております。バスの仕様については、生徒数の推移や運行方法の見直しなどを含め、今後とも更新時に改めて検討してまいります。

以上、渡部秀一議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、ただいま答弁の順番をこちらのほうでそのままもぎまして、それでは、大項目2番目の答弁に対して質問させていただきます。

まず初めに、委員会の方向性として、多機能の公共施設へと向かっていると理解していいかどうか、伺いたしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 現在の委員会の検討状況でございますが、今現在、各方面からのご要望なども事前に頂戴している部分もございます。それらを踏まえまして、この施設にどのような機能を付加するべきかというふうな視点で行っているところであります。

この間の検討の状況をまとめますと、この地域の地域づくり、これを進めるための拠点施設、この整備がまず必要であるだろうというふうなご意見がまず大半を占めております。また、それに加えて、この中心市街地のにぎわいづくりに寄与するような機能、これについてもあわせて検討すべきというふうな状況でございます。これらの詳細につきましては、今後の委員会の中で協議を進めることとしてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 大体、委員会でまだそこまでとまらないという考えでよろしいのでしょうか。

それでは、その中ですけれども、一番検討しなければならないことだと思いますけれども、現在の役場来庁者数と中央公民館の来館者数の数の人と車の流れをいかにそのままその時点で中心街のほうに食いとめていられるかということを考えるのが大変重要なことだと思います。さらに拠点と今言われましたけれども、その拠点を中心にするのか、そこを最終的にするのかは、これからのお話になると思いますけれども、それによって中心街への回遊率を上げるというふうな形の、そのようなことの話し合いはなされておられるのでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今の検討委員会の検討の内容につきましては、この現庁舎の跡地の利活用というような内容にポイントを絞らせていただいて検討を進めておるところでございます。

ですので、この中心市街地全体の回遊率というふうなところまでの視点までは、検討の範囲には含めておりません。

○議長 渡部秀一君。

○3番 しかし、そこまで考えないと、やはり拠点の意味というのがなくなってくるのではないかなと思われまますけれども、いかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 現在、今年度内に検討を予定している内容につきましては、ただいま町長がお答えをしたとおりでございます。まずは基本方針、この跡地にどのような機能を付加するのかなというような、いわゆる方向性を決定するというふうなことを一つの目標にしております。

その先の具体の話につきましては、今後、基本構想、そしてまた基本計画、計画といいますが、幅広くその時点時点でございますので、その中で、具体的内容を詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

その検討の中には今回ご提案いただいたような専門的な視点を含めた、より深掘りした検討というものも必要になる時点が参るというふうに思いますので、そこはその時期を捉えながら、その検討の中に加えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今のが大体これからということで、私のほうでも認識していきたいと思えます。

続いてですが、移転後は駅西地区と東地区の総合交通も大変重要な課題であるというふうに、庁舎移転決定前の説明の中にもあったと思えますが、それは今どう検討されているのか、

お伺いしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 新庁舎の完成後の駅、西側と東側のほうのアクセスの改善に向けての動きというふうなご質問でございますが、さきに県に対します要望事業、これを19項目に取りまとめ、県に対して要望を実施してまいりました。その要望項目の中にも、緑町の踏切がございますが、それを含めて改善をし、そのアクセスの向上を図っていただきたいということで、県に対しても、国道287号は県の管理の道路でございますし、それを県に対して要望しておるといような状況でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 では県のほうの動向というか、考えを聞かないと、その点は進められないということでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 県のほうの管轄の分野で当然でございますし、それに伴いまして、町として、やるべき当然範囲も出てまいるというふうに思います。そこにつきましても、県と連携を図りながら、当然タイミングというふうな部分もございますし、その点につきましても、実際の実施の分についての協議というふうな部分は、また別途必要なのかなというふうには思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ご丁寧な説明ありがとうございました。これからもやはり中心街、発展しなければなりません。発展は無理かもしれませんが、にぎわいだけはとにかく取り戻したいなと思っております。ぜひ委員会の皆様、そして当然、外部・内部の委員会の皆様に頑張ってもらって、よりよい中心街の形成に向けて、本当に頑張ってもらいたいです。どうかよろしく願いいたします。

それでは続きまして、第1項目の中学校のスクールバスの件に関して質問させていただきます。

ただいまのスクールバスの現況についての答弁の中で、東沢バス21万、尾長島バス24万、大塚バスが37万というふうに、上の大きな金額よりも、少ない金額が下のほうに書いてあったのは、これはただの車検費用ということで、こちらで考えてよろしいのでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ご質問にありました3台のバスについては、整備費用、車検整備費用、車検

諸費用の3つを足したものでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、洲島バスと柏ノ木バスですね、今年度は。プラスになったの、リースなんですが、なぜリース条件が車両だけでメンテナンスリースというふうになっていないのでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 仮に、購入する前に、その場合はどのぐらいになるかというものを、業者のほうから見積もりをもらった際に、1つは車代だけ、それから、車検の今議員ご指摘の車両の整備も含めたようなリースももらったところ、車両代にして整備費用はこちらでやったほうが安上がりに進められるというようなことでありましたので、今回のものについては、そのようなリースについては車両代のみというふうに行っているところであります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 リースの件に関しては、いろいろ私のほうでも調べてみましたけれども、一番簡単な方法として、リース、どこが一番使っているのかなと思って考えたら、農協さんいっぱい使っていたので、どのようなリースかということで聞いてみましたら、車両は自分のところで選んで、あそこはディーラーもやっていますし、整備工場も持っています。そういうことの利点もあるかもしれませんが、そこにリース会社がこの車種を指定すると、それにリースということをつけてもらって月々幾らなんだという話になっておりました。それも車両の結局整備費用なんかはどうするんだといったら、リースの中に含まれている範囲内で農協のほうです。整備のほうもどこでやってもいいというふうなリースなんだというお話だったんですけれども、そういうふうなリースというのは本当にどこでもやっているのかといったら、という話で聞いていたら、今、一般の企業でも税法上か何かわかりませんが、予算の面でも毎年変わらない金額でできるという話かもしれませんけれども、そういうリースがはやっていて好きなものをまず選ぶ。それに対してリース会社が、それをリースでいいですよという形にする。整備工場はどうするんだといったら、整備工場も自分で選んでいいという、そんなリースでございました。

ここにちょっとネットで取ったリースの関係のやつ、29人乗りのマイクロバスですけれども、その辺をちょっと調べたやつを見えますと、29人のマイクロバス、購入価格、初期費用というのが、購入ですと700万円。そして、これをリースにする。それもメンテナンスリースということで、全部つきということで、これは、定期点検、法定点検、車検、修理油脂

類交換費用等、そのほかは自動車税、重量税、自賠責、台車等もリース料に含むということで、これは5年契約で定額の毎月11万円ということで、こちらのバスと比べると非常に値段が違うのかなというふうに見ております。

こちらで結ばれたリース契約というのが、昔のリース契約ではないのかなと思っております。リース契約自体が随分進歩いたしまして、皆さんご存じのように、CMでも月々1万円で軽自動車どうですかって、7年契約ですよ、8年契約ですよというふうなリースの時代ですので、そういうことを鑑みれば、リース社としては、どこから買おうがとにかくリースはつけるという形だとしても、若干は上がるとしても、そんなに値段は上がらないと思います。

そこにおいて吉島バスが729万というのは、これはリースプラス整備費用、そういうのもかかっているということですから、この金額はかかっていると思えますけれども、確かに大きな大型バスですので、そこそこはかかるのかなとは思っております。

しかし、リースというのをもうちょっと見直していただいてやっていただければ、先ほど申しました尾長島のスクールバス、平成8年のやつですね。ことしで23年目ですか。それから大塚のスクールバス、これも同じ年ということで、さっき更新しました柏ノ木のスクールバスと同じ年代に出ている。その辺も安いリースを結局探せば、そこそこ見つかったりもししたら前倒しでも早くできれば、先ほど言った、とにかく敏感な保護者さんも結構いらっしやいますので、私、そちらのほうを心配しております。

そういうふうに言われたときに、やはり大変なのは学校の先生であって、そのことを考えれば、そういうこともいろいろ勉強して、いろいろなリースを使えば地元の業者さんを使うということもできますし、ぜひ考えていただきたいなと思います。

これに対して、教育長のご意見をお願いいたします。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 大変貴重な、いろいろなご商売の中身まで教えていただきまして、ありがとうございました。今後いろいろ勉強させていただきたい。そんなふうになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 渡部秀一君。

○3番 あと、この答弁書の中でちょっと気になったことがあるので、お話をちょっとお伺いしたいなと思うんですけども、交通事故に関しては、道路交通法を守り交通事故のないように安全運転に努めておりますというくくりがございましてけれども、やはり交通事故というのは、もらい事故というのが物すごくあるものですから、このような書き方をすると、ちょ

っとおかしいかなという気持ちになります。もしもの場合の安全対策ということが大変必要ではないかなとは思っております。

それから、後半のほうですけれども、生徒数の推移や運行方法の見直しというのは、これはすばらしいことだと思います。確かに少子化によって生徒数が減ってくれば、やはりバス自体も小さくしなければいけないですし、そしてまだぼろぼろのも早く更新できればいいわけですよ。確かにリースは総額的には本当、割高だと思います。ですが、やはりここにも書いてあるとおり、リースにおいては、各年度における予算の平準化を図ることができるというふうにわかっているらっしゃるのでしたら、リース自体の値段、安いものを探してやれば、もう少しリーズナブルな値段で、そして、生徒たちを安全に、そして快適な環境で学校に向かわせる。または学校から家に帰らせるというふうなことが可能ではないかと思えます。

ぜひそのようなことを考えていただいて、そして、やはり子供は町の宝だと町長もおっしゃっていらっしゃいますし、私もそう思います。これからの子供、本当、少子化ですので、その人たちが、なるべく川西町に残れるように頑張っていっていただきたいなと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第6順位以降の4名の方の一般質問につきましては、あす9月10日の本会議において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 4時30分)